

第1回 佐世保市地域運営研究会

資料

1. 佐世保市におけるコミュニティ政策の経過_____ 1
2. 地域運営研究会 論点整理_____ 7
3. 検討スケジュール_____ 9
4. アンケート調査・ヒアリング調査結果_____ 13
5. 第1回研究会の論点_____ 別紙(資料1)

2021年7月7日

1. 佐世保市におけるコミュニティ政策の経過

(1) 国・本市の経過

国の経緯

1969 国民生活審議会報告書（内閣府）

- (S44) ● 経済成長→コミュニティ衰退
● 特に精神性の弱体・脆弱化

1971 コミュニティ対策要綱（自治省）

- (S46) ● 住民の自主的コミュニティ組織づくり
● モデル・コミュニティ事業

～（地方分権改革・市町村合併：地域自治区）～

2009 新しいコミュニティあり方研究会（総務省）

- (H21) ● 「公共」守備範囲拡大（新しい公共空間）
● 公共領域の担い手＝地域協働体

本市の経緯

設立当初に指摘された多くの課題が、未だ解決していない状態。
一方で、設立によって行政との情報共有、連絡調整がよくなったとの指摘あり

～（H17:市町村合併：吉井・世知原・宇久・小佐々）～

2008 地域コミュニティあり方検討会

- (H20) ● 多様複雑な地域課題対応が困難
● 「まち育て運営会」設置の必要性

～（H22:市町村合併：江迎・鹿町）～

2012 地域コミュニティ推進指針

- (H24) ● 自治協議会の設置
● 自治協議会・町内会の連携

2013 自治協議会設立モデル事業実施

- (H25) ● 市内4地区での自治協議会設置（全27中）
・ 設立意義不明、スケジュール先行
・ 地域組織再編合流問題未解決

～（2015:地方創生総合戦略：地域運営組織）～

2015 地域運営組織調査研究事業（総務省）

- (H27) ●1,590市町村を調査（1,723団体）
（従来自治活動から一步踏出した活動団体）
●民共公機能低下の隙間を埋める役割
●8割超市町村が、地域運営組織必要と回答

2016 地域運営組織最終報告（総務省）

- (H28) ●役割：共助機能低下の隙間を埋める
機能：【協議機能】＋【実行機能】
●経済活動ができる【法人化】が望ましい
●【中間支援機能】が必要

2017 地域自治組織のあり方研究報告（総務省）

- (H29) ●私的任意組織、認可地縁団体の限界
（無限責任、フリーライド、代表性、構成員等）
●新たな地縁型法人制度の必要性
（法人格、経済活動、賦課金）
●公共組合、特別地方公共団体も視野に

2020 第32次地方制度調査会（R2.6.26総理手交）

- (R2) ●「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」
公共私連携：地縁法人制度の再構築・共助の担い手の基盤強化

2021 第11次地方分権一括法

- (R3) ●認可地縁団体制度の改正
（R3.5.26公布、R3.11.26施行）
（不動産等を保有せず地縁による団体に法人格を付与することが可能。地域で求められる役割を安定的・継続的に果たすことに資する）

2015 地域コミュニティ推進計画（第1期）

- (H27) ●全地区で自治協議会設立
●再編合流計画
●財政支援、事務所提供、マニュアル提供

自治協議会設立の意義が明確になっていない中で、新たな展開へ進むことへの不安・不満が存在。
現状の正確な把握と、これを前提とした自治協議会の意義・あり方の再整理が急務

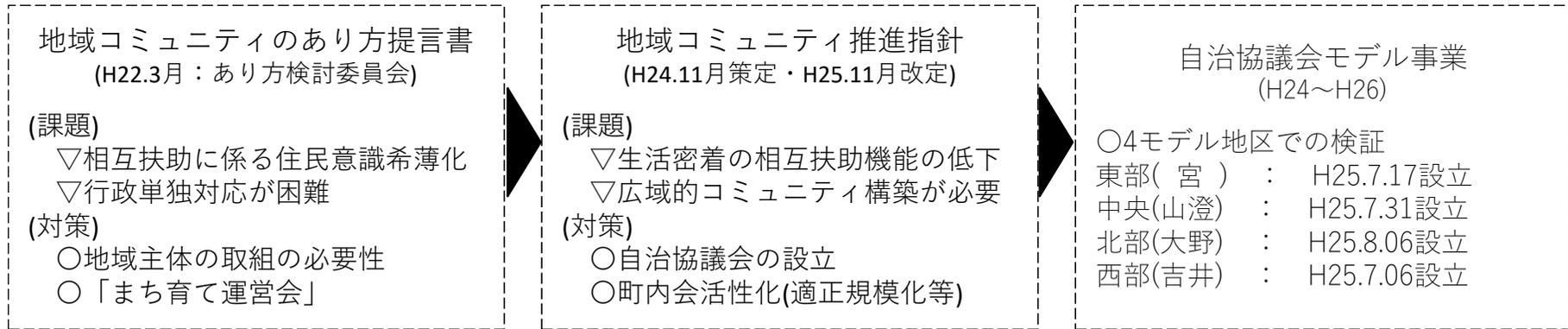
2018 地域コミュニティ推進計画（第2期）

- (H30) ●事務局長地域選任
●一括交付金、自主財源確保
●公民館のコミュニティセンター化

2019 地区自治協議会連絡会議ワーキンググループ会議

- (R1) ●コミュニティセンターのあり方
●自治協議会事務支援のあり方

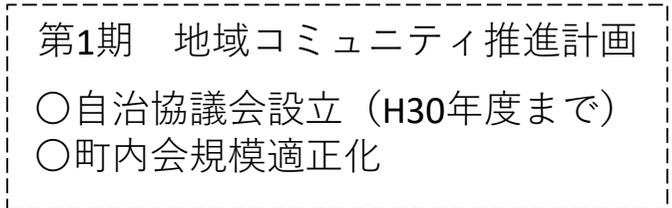
(2)本市の経過



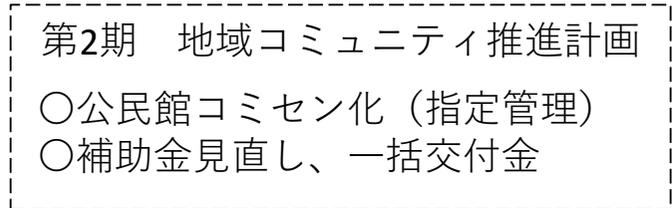
平成25年3月13日 モデル地区選定書交付式
 (左から、宮地区・長野会長、吉井地区・中尾会長、朝長市長、
 大野地区・江口会長、山澄地区・山口会長)

○佐世保市地域コミュニティ推進事業モデル事業検証報告書（地域の意見）

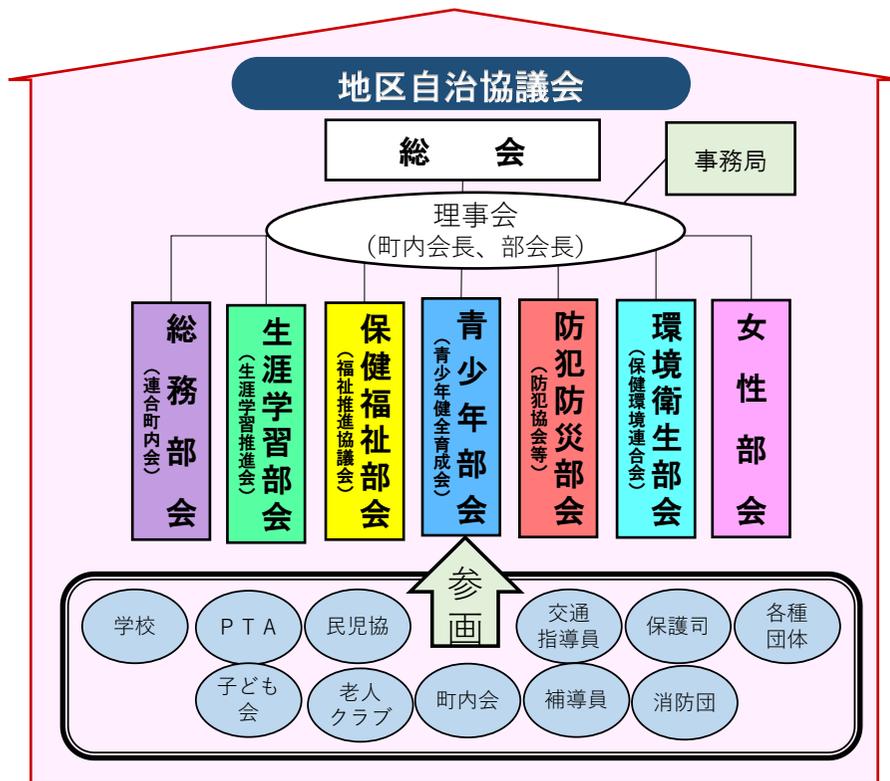
- ・自治協設立関係者が趣旨を十分に理解しない（協議が不十分な）まま設立。
- ・必要性に懐疑的。「自治協の設立」が目的。自治協の存在意義が不明。
- ・設立スケジュールありき
- ・役員の重複が、特定の人間の負担増加（既存団体との重複）
- ・事務局業務が不明。事務局長の確保ができない
- ・広報実施主体（自治協設立関係者）の理解がないため、住民周知もできない
- ・その他（各会長から）
 - ・再編合流の接点が見いだせず困難を極めた。
 - ・設立関係者自身が設立目的・意義を理解できず自己矛盾が生じていた
 - ・スケジュールありきで、目指す姿が見えないままスタートした



第1期 地域コミュニティ推進計画
 ○自治協議会設立（H30年度まで）
 ○町内会規模適正化



第2期 地域コミュニティ推進計画
 ○公民館コミセン化（指定管理）
 ○補助金見直し、一括交付金



モデル事業時点での問題点
未だ、未解決

※市として、連結に係る
具体的方法論が見いだせていない

地域全体の課題共有ができにくい
効率的な課題解決のスキームが不明

地区自治協議会の規程（条例・規則）上の役割

地域コミュニティ活性化推進条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(6) 地区自治協議会 佐世保市コミュニティセンター条例別表1に規定する～（略）～町内会等を中心に地域コミュニティの維持、再構築若しくは形成、地域課題の解決又は地域の活性化に取り組むことを基本として設置された団体であって、市長の認定を受けたものをいう。

（設置）

第10条 市民等は、住民主体の自治の実現に向けた取組を進めるため、市長の認定を受けて地区自治協議会を設置することができる。

2 地区自治協議会の名称及び区域は、規則で定める。

（取組事項）

第11条 地区自治協議会は、次に掲げる事項等に取り組むものとする。

(1) 地域コミュニティの維持、再構築又は形成に関すること。

(2) 地域課題の解決に関すること。

(3) 地域の活性化に関すること。

（認定）

第12条 市長は、次の各号のいずれにも該当する団体を地区自治協議会として認定するものとする。

(1) 第10条第2項の規則で定める区域を活動の範囲とするものであること。

(2) 活動する区域の市民並びに町内会等及び地域において活動する団体等を会員とするものであること。

(3) 組織の運営について、透明性が確保され、かつ民主的な運営が行われるもので、その方法が規約に定められていること。

(4) 町内会等のほか、地域において活動する団体等、多様な主体がその運営及び活動に参画していること。

1. 住民主体の自治を行う
 - ①コミュニティ維持
 - ②地域課題解決
 - ③地域活性化
2. 当該区域を範囲とする

地域コミュニティ活性化推進条例施行規則

(協議会の活動)

第3条 条例第11条に規定する協議会が取り組む事項の具体的内容は、概ね次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該区域の町内会等に対する支援に関する事。
 - (2) 当該区域の住民に対する情報発信並びに住民相互の情報交換、交流及び親睦に関する事。
 - (3) 当該区域の防災、防犯、住民の健康と福祉の増進、青少年の健全育成、子育て支援並びに生活環境の保持及び改善等に関する事。
 - (4) 協議会の運営や活動を担う人材の育成及び発掘に関する事。
 - (5) その他地域の実情に応じ必要と認められる事業に関する事。
- 2 協議会の具体的な活動の内容は、当該協議会の規約で定めるものとする。

- (1) 町内会支援
- (2) 情報発信、情報交換、交流・親睦
- (3) 防災、防犯、健康福祉の増進、青少年健全育成、子育て支援、生活環境保持・改善
- (4) 協議会運営、人材育成・発掘
- (5) その他

1. 自治協議会の本質的役割

1-(1) 地域との関係はどうあるべきか

- 代表性をどう考えるか
- 地域との関係を築くための機能をどう考えるか

1-(2) まちづくりへの関与はどうあるべきか

- 重要課題解決(取扱い案件のレベル感)
- 地域振興策(地区計画・イベント等の実施)

1-(3) 行政との関係はどうあるべきか

- 保有すべき権限
- 果たすべき役割

2. 適切な運営(協議・実行)

2-(1) 地域内組織間関係はどうあるべきか

- 再編合流とはどういうことか
- 上手な連結の方法はあるか

2-(2) 町内会等との関係はどうあるべきか

- 自治協内の連合町内会のあり方
- 町内会支援(加入促進等)と自治協の役割

3. 財源はどうあるべきか

3-(1) 使途と財源の関係をどう考えるか

- 公(補助金)共(会費)
- 私(自主活動収入)とその使途

3-(2) 各財源の規模と取得手段(方法論)

- 会費・補助金
- コミュニティビジネス

4. 事務局はどうあるべきか

4-（1）事務局の役割はどうあるべきか

- 全体の把握、行政・各地域組織との結節
- 協議決定、実行指示のアシスト

4-（2）事務局体制(身分)はどうあるべきか

- 事務局職員の質・量
- 事務局職員の身分・待遇

5. 拠点性をどう考えるか

5-（1）社会教育における地域運営の存在感

- 社会教育活動としての地域運営
- この場合の、従前の社会教育活動

5-（2）コミセンの運用はどうあるべきか

- コミセンの(主催)事業としての地域運営
- コミセンの地域性の強化

3. 検討スケジュール

タスク	地域運営 スケジュール												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
研究会	← 事前アンケート調査 →		● (赤)	● (黄)	● (黄)	● (黄)	● (黄)	● (黄)	● (黄)	研究会取りまとめ(方向性)具体化 ○役割・機能に基づく協議体制 (含:連結方法) ○財務・会計・庶務の具体的業務 ○自治協固有の事業の実施体制 ○事務局体制の制度化			
			6/30	7/7									
			①実態ヒア(事前アンケート調査の不足部分) ・地域内組織 ・地区自治協議会	②仮説立案 ・連結モデル ・事務局体制強化	第1回 研究会 ①経緯・経過共有 ②現状共有 ③今後の進め方	第2回 研究会 ①制度設計上の問題点と方向性 ②仮説検証(1回目)	第3回 研究会 ①仮説検証(2回目) ②まとめ(1回目)	第4回 研究会 ①まとめ(2回目) ②今後の取扱い	第5回 研究会 ①まとめ(最終) ②第3期計画				
地区自治協議会 代表者会 ブロック会議										代表者会議	ブロック会議	代表者会議	ブロック会議

議会 8/20~10/12
11/19~12/24

(参考)地区自治協議会の概要

※△はコミュニティセンター長が兼任

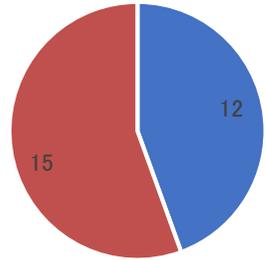
R3.5.19現在

	地区名	設立	再編合流					雇用		部会									
			連町	生涯	育成会	福祉協	保環連	局長※	局員	総務	生涯	保健	青年	防犯	保健	女性	その他		
東部ブロック	1	宮	宮地区自治協議会	H25.7		●	●			○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	三川内	三川内地区自治協議会	H28.5	●	●				○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	3	針尾	針尾地区自治協議会	H27.9	●	●				○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	4	江上	江上地区自治協議会	H29.5	●	●				○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	5	広田	広田地区自治協議会	H29.10	●	●	●			○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	6	早岐	早岐地区自治協議会	H30.4	●	●	●			○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	7	日宇	日宇地区自治協議会	H28.10	●	●	●			○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
中央ブロック	8	崎辺	崎辺地区自治協議会	H29.4	●	●				△	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	9	南	南地区自治協議会	H28.4	●	●				○		●	●	●	●	●	●	●	●
	10	山澄	山澄地区自治協議会	H25.7	●	●				△	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	11	中部	中部地区自治協議会	H28.6	●	●	●			△	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	12	西	西地区自治協議会	H28.7	●	●	●			○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	13	愛宕	愛宕地区自治協議会	H29.7	●	●				○		●	●	●	●	●	●	●	●
	14	九十九	九十九地区自治協議会	H28.5	●	●				○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	15	清水	清水地区自治協議会	H29.4		●				○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
16	北	北地区自治協議会	H30.4		●				△	○	●	●	●	●	●	●	●	●	
北部ブロック	17	大野	大野地区自治協議会	H25.8	●	●				△	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	18	柚木	柚木地区自治協議会	H28.4		●				○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	19	中里皆瀬	中里皆瀬地区自治協議会	H29.11	●	●				○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	20	相浦	相浦地区自治協議会	H29.10	●	●				○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	21	黒島	黒島地区自治協議会	H29.7		●				△	○	●	●	●	●	●	●	●	●
西部ブロック	22	吉井	吉井地区自治協議会	H25.7		●	●	●		○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	23	世知原	世知原地区自治協議会	H28.8		●				○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	24	宇久	宇久地区自治協議会	H29.4		●				○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	25	小佐々	小佐々地区自治協議会	H27.12		●				△	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	26	江迎	江迎地区自治協議会	H28.4		●				△	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	27	鹿町	鹿町地区自治協議会	H28.4		●	●	●		○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
					16	27	8	2	0	19	25								

自治協エリアとの違い

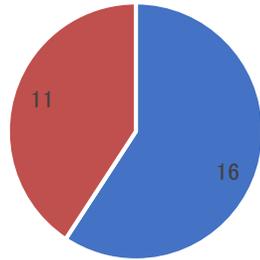
(単位:地区)

小学校



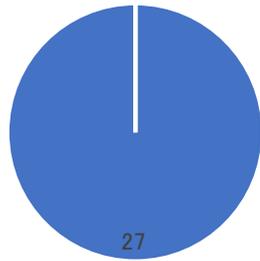
- 自治協エリアと一致
- 自治協エリアと一致していない

中学校



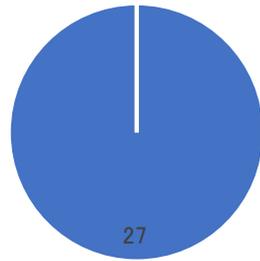
- 自治協エリアと一致
- 自治協エリアと一致していない

連合町内会



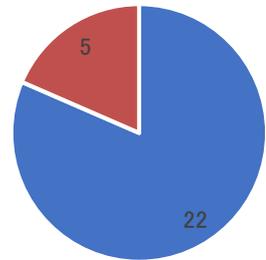
- 自治協エリアと一致
- 自治協エリアと一致していない

生涯学習推進協議会



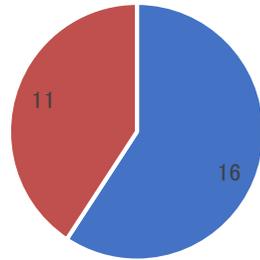
- 自治協エリアと一致
- 自治協エリアと一致していない

福祉推進協議会



- 自治協エリアと一致
- 自治協エリアと一致していない

青少年健全育成会



- 自治協エリアと一致
- 自治協エリアと一致していない

■ 複数の地区自治協議会に跨るもの ■ 一つの地区自治会に複数跨るもの

	行政区	地区自治協	小学校	中学校	連合町内会	生涯学習推進会	福祉推進協議会	青少年健全育成会
東部ブロック	宮支所	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮
	三川内支所	三川内	三川内	三川内	三川内	三川内	三川内	三川内
	針尾支所	針尾	針尾	東明	針尾	針尾	針尾	東明
	江上支所	江上	江上	江上	江上	江上	江上	江上
	早岐支所	早岐	早岐	早岐	早岐	早岐	早岐	早岐
			花高					
	日宇支所	日宇	大塔	日宇	日宇	日宇	日宇	日宇
			黒髪					
			日宇					
	中央ブロック	本庁管内	崎辺	港	崎辺	崎辺	崎辺	天神
天神								
南			福石	福石	南	南	福石	福石
		木風				木風		
山澄		潮見	山澄	山澄	山澄	潮見	山澄	
		白南風				白南風		
中部		小佐世保	祇園	中部	中部	小佐世保	祇園	
		祇園				戸尾・光園		
西		山手				山手		
		金比良	光海	西	西	金比良	光海	
愛宕		赤崎	愛宕	愛宕	愛宕	赤崎	愛宕	
		九十九	船越	九十九	九十九	九十九	九十九	
清水		大久保	清水	清水	清水	大久保	清水	
		清水				清水		
北	春日	大野	北	北	春日	大野		
北部ブロック	大野支所	大野	大野	大野	大野	大野	大野	
	柚木支所	柚木	柚木	柚木	柚木	柚木	柚木	
	中里皆瀬支所	中里皆瀬	中里	中里	中里皆瀬	中里皆瀬	中里皆瀬	
			皆瀬					
	相浦支所	相浦	日野	日野			日野	
			相浦西					
			相浦	相浦	相浦	相浦	相浦	
浅子			浅子			浅子		
黒島支所	黒島	黒島	黒島	黒島	黒島	黒島		
西部ブロック	吉井支所	吉井	吉井南 吉井北	吉井	吉井	吉井	吉井	
	世知原支所	世知原	世知原	世知原	世知原	世知原	世知原	
	宇久行政センター	宇久	宇久	宇久	宇久	宇久	宇久	
	小佐々支所	小佐々	小佐々	小佐々	小佐々	小佐々	小佐々	
			楠栖					
	江迎支所	江迎	江迎	江迎	江迎	江迎	江迎	
鹿町支所	鹿町	鹿町	鹿町	鹿町	鹿町	鹿町		
		歌浦						
	27地区		44校	26校	27団体	27団体	33団体	26団体

(参考)地域組織の概要

分野	NO	地域組織名	組織の主な目的
環境	1	クリーン推進委員	各町内会に約1名配置。ごみの減量、適正分別・出し方、啓発指導。市民・行政のパイプ役
教育	2	学校評議員	地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する観点から意見・助言
	3	青少年健全育成会	学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成のための取り組みの推進
	4	放課後子どもプランコーディネーター	放課後の安心・安全な居場所整備。学校・家庭・地域の連絡調整
	5	学校支援会議	学校・家庭・地域の連携・協働で地域ぐるみの教育、学校を核とした地域づくりの推進
	6	放課後子ども教室運営委員会	学校・家庭・地域連携、豊かな放課後づくり体験活動や交流活動の機会提供
	7	地域学校協働本部	子どもたちを健やかに育てるために、学校・地域連携で地域の教育力を活用した活動
	8	各単位PTA	保護者・教師連携協力、相互の学びあいで、総合的な教育環境の向上
	9	子ども会	異年齢の子ども同士、保護者・育成者のもと、健全育成活動
	10	補導連絡協議会	非行・事故からの保護、青少年の健全育成・非行防止し、補導活動
	11	地域総合型スポーツクラブ	身近なスポーツ環境提供、地域住民の交流促進
	12	佐世保スポーツ推進委員	スポーツ普及・振興、市事業協力(ニュースポーツ普及講習会等)、町内スポーツ大会運営協力等
	13	生涯学習推進会	※全自治協会で合流済み
	文化	14	各地区文化財保存団体等
公園	15	公園愛護会	地域の街区公園ごとに清掃、草刈、点検などの維持管理活動
まちづくり	16	まちづくり協議会	快適な生活、安全なまちづくりのため、計画作成や啓発活動等の実施
都市景観	17	違反広告物除去推進員	都市景観維持向上のため、街路樹、電柱、歩道柵等の違法広告物を除去
防災	18	自主防災組織	「自らの命は自ら守る 自らの地域は自ら守る」考え。地域住民の自主防災活動
消防	19	佐世保市婦人防火クラブ	家庭の火災予防目的。日常的防火防災活動、安全な地域社会の実現
	20	佐世保市少年消防クラブ	防火防災訓練・研修、子ども達の防火・防災知識向上、地域・家庭一体の火災予防
	21	佐世保市消防団	地域防災のために活動を行っている団体。災害が発生した場合には直ちに召集を受け、常備の消防署と協力して災害防除活動に従事
交通安全	22	交通安全指導員	交通安全推進。児童登校時の立哨活動、季別の交通安全運動参加等
	23	交通安全協会	交通道德高揚、交通秩序確立、交通安全と円滑を促進、交通事故防止
	24	交通安全母の会	「交通安全は家庭から」をスローガンに、児童・高齢者への啓発活動
	25	交通少年団	各小学児童が所属。集団登校時リーダーとして活動。集団行動訓練、高齢者への交通安全作文朗読、各種行事での啓発活動
	26	防犯ボランティア団体	地域見回りや清掃等、防犯活動。ネットワークフォーラム年1回開催。団体間情報共有、意見交換
防犯	27	防犯協会	防犯諸活動。町内会等に対する防犯灯設置費用補助
	28	暴力追放運動推進協議会	長崎県暴力追放運動推進センター・警察署連携で、暴力団排除活動推進。暴力のない住みよいまちづくりのための活動
公共交通	29	地区交通対策協議会	交通不便地区対策に係る利用者ニーズ集約、運行内容協議・決定、利用促進PR活動
	30	松浦鉄道地元協力会	地区内MR駅環境美化活動、イベント案内等、松浦鉄道マイレール意識高揚の諸活動
保健・福祉	31	第2層協議体	生活支援体制整備事業・生活支援コーディネーターの補完。地域ニーズの把握、企画・立案、方針策定を行う場など
	32	民生委員児童委員協議会連合会	自治協議会協力、関係機関とのネットワーク構築、地域社会のつなぎ役、避難行動要支援者支援活動
	33	老人クラブ連合会	9月老人週間清掃活動、独居高齢者等の訪問・安否確認、生活支援等
	24	保健環境連合会	地域住民の環境衛生向上。環境美化看板設置、資源再利用運動、害虫駆除事業、町内清掃運動等
	35	福祉推進協議会	地域における福祉活動の実態把握。買い物・ごみ捨て等の日常生活支援。各地区地域福祉活動推進計画の推進等

4. アンケート調査・ヒアリング調査結果

	①地区自治協議会	②地域組織
調査目的	地区自治協議会の現状や課題、あるべき姿や機能、財源や組織体制などを把握することを目的に実施	地域組織の現状や地区自治協議会との関係、課題などについて把握することを目的に実施
対象	27地区自治協議会	地区自治協議会との関係が想定される34組織の庁内関係各課・関係機関
実施期間	令和3年5月～6月	令和3年5月～6月
有効回収数	27地区	34団体
設問項目	<ul style="list-style-type: none"> 地区自治協議会と地域組織の現状 地域組織との再編合流 地区自治協議会の設立前の状況 地区自治協議会の課題 地区自治協議会のあるべき姿・機能 地区自治協議会の活動状況 地区自治協議会内の理事会・部会 行政や地域との関係 行事・イベントの満足度、必要性 自主財源 事務局職員のスキル 事務局職員の配置 事務局職員の選任 	<ul style="list-style-type: none"> 地域組織の設置根拠・位置づけ 地域組織の事務局体制 構成員 意思決定と実行体制 組織の活動範囲 地区自治協議会と分離している(又は連携していない)ことによる課題 地区自治協議会と一体化することによる課題 事務局体制 組織の協議体制 財源 事務局への人的な支援

①地区自治協議会

問1.地区自治協議会と地域組織の現状

(単位:地区)

アンケート・ヒアリング結果

問1-2:地域組織との関係

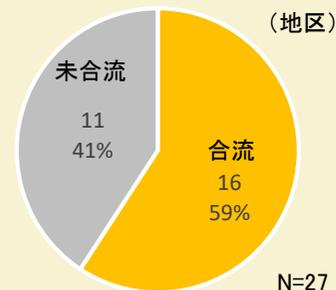
分野	NO	地域組織名	Q:地区自治協議会との再編合流の有無			Q:業務移管の有無			Q:町内会との関係性		
			あり	なし	その他	あり	なし	その他	あり	なし	その他
環境	1	クリーン推進委員		26	1		26	1	23	3	1
教育	2	学校評議員		27		1	26		7	19	1
	3	青少年健全育成会	9	18		4	23		15	12	
	4	放課後子どもプランコーディネーター		27			27		5	22	
	5	学校支援会議		26	1	1	25	1	10	15	2
	6	放課後子ども教室運営委員会		27			27		8	18	1
	7	地域学校協働本部		24	3		24	3	4	19	4
	8	各単位PTA	2	25		2	25		15	11	1
	9	子ども会	1	25	1	1	25	1	21	5	1
	10	補導連絡協議会	3	22	2	2	23	2	8	16	3
	11	地域総合型スポーツクラブ		25	2		25	2	4	20	3
	12	佐世保スポーツ推進委員		25	2		25	2	6	18	3
	13	生涯学習推進会		27		6	20	1	17	9	1
	文化	14	各地区文化財保存団体等		27		2	25		6	21
公園	15	公園愛護会	1	24	2	1	24	2	18	7	2
まちづくり	16	まちづくり協議会	2	22	3	2	22	3	7	17	3
都市景観	17	違反広告物除去推進員		24	3		24	3	3	21	3
防災	18	自主防災組織	3	24		4	23		20	6	1
消防	19	佐世保市婦人防火クラブ	1	25	1	1	25	1	16	10	1
	20	佐世保市少年消防クラブ		24	3		24	3	4	18	5
	21	佐世保市消防団	1	26		1	26		20	6	1
交通安全	22	交通安全指導員	2	25		2	25			27	
	23	交通安全協会	1	26		1	26		12	14	1
	24	交通安全母の会		25	2	1	24	2	10	15	2
	25	交通少年団		24	3		24	3	4	19	4
	26	防犯ボランティア団体		25	2		25	2	10	14	3
防犯	27	防犯協会	2	24	1	3	23	1	20	6	1
	28	暴力追放運動推進協議会	1	23	3	2	22	3	6	17	4
公共交通	29	地区交通対策協議会		24	3	1	23	3	8	16	3
	30	松浦鉄道地元協力会		24	3	1	23	3	6	18	3
保健・福祉	31	第2層協議体		24	3	1	23	3	12	12	3
	32	民生委員児童委員協議会連合会		26	1	2	24	1	23	4	
	33	老人クラブ連合会	1	25	1		26	1	20	7	
	34	保健環境連合会	1	24	2	2	23	2	19	6	2
	35	福祉推進協議会	4	22	1	3	23	1	19	7	1

防災、保健福祉分野で町内会との連携が高いと回答。

ア) 連合町内会

			再編合流(●合流済み)					
			連町	生涯	育成会	福推協	保環連	
東部ブロック	1	宮	宮地区自治協議会		●	●		
	2	三川内	三川内地区自治協議会	●	●			
	3	針尾	針尾地区自治協議会	●	●			
	4	江上	江上地区自治協議会	●	●			
	5	広田	広田地区自治協議会	●	●	●		
	6	早岐	早岐地区自治協議会	●	●	●		
	7	日宇	日宇地区自治協議会	●	●	●		
中央ブロック	8	崎辺	崎辺地区自治協議会	●	●			
	9	南	南地区自治協議会	●	●			
	10	山澄	山澄地区自治協議会	●	●			
	11	中部	中部地区自治協議会	●	●	●		
	12	西	西地区自治協議会	●	●	●		
	13	愛宕	愛宕地区自治協議会	●	●			
	14	九十九	九十九地区自治協議会	●	●			
	15	清水	清水地区自治協議会		●			
	16	北	北地区自治協議会		●			
北部ブロック	17	大野	大野地区自治協議会	●	●			
	18	柚木	柚木地区自治協議会		●			
	19	中里皆瀬	中里皆瀬地区自治協議会	●	●			
	20	相浦	相浦地区自治協議会	●	●			
	21	黒島	黒島地区自治協議会		●			
西部ブロック	22	吉井	吉井地区自治協議会		●	●	●	
	23	世知原	世知原地区自治協議会		●			
	24	宇久	宇久地区自治協議会		●			
	25	小佐々	小佐々地区自治協議会		●			
	26	江迎	江迎地区自治協議会		●			
	27	鹿町	鹿町地区自治協議会		●	●	●	
合流地区数			16	27	8	2	0	

地区自治協議会との合流率



町内会連合会は、16地区で合流済み、11地区で未合流となっている。合流していない主な要因は、会計の問題や合流の必要性を感じないなどの意見がある。

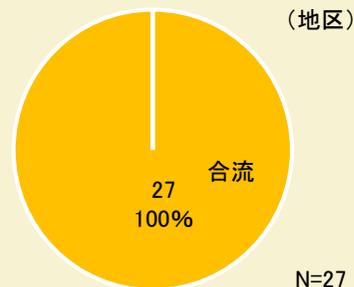
合流していない主な要因

- ①合流する予定
意見なし
- ②合流しない
 - ・ しない理由としては、連合会は事務局、会計を設置し自己財源で活動している。役職手当が自治協より多く、合流すると、手当の問題、自治協の事務量が増える懸念があるため。
 - ・ 区長制度がなくなる限り合流は不可能。区長会は重みがある。区長会を自治協と呼ぶのは住民が受け入れない。
 - ・ これまで協議未実施。活動の主なもの情報交換の会議。単独の行事は「精霊流し」のみ。正副会長以外のメンバーは自治協での活動はほぼない。合流の必要性を感じられてないメンバーがほとんど。
 - ・ 区長集合体の慣例財源確保・役員手当の重複自治協と連携する機能性を十分有している
 - ・ 総務部会として活動中であり自治協の中心母体となっている。地域の代表者の集団であり、合流の必要性がない。
- ③検討中
意見なし
- ④その他
 - ・ 神社仏閣があるから。集めたお金は二重帳簿を作らないといけなくなる。会合は自治協の事務局長とか会計とかは呼ばれない。会長は呼ばれている。ただ、役員は重複している。合流している地区はどういう形で合流したのか知りたい。(お金の流れ等)会計がクリアできれば再編合流できる。別々のほうが、会計処理が容易なため。連合町内会から。各種団体への助成金を支出している。

イ)生涯学習推進会

			再編合流(●合流済み)					
			連町	生涯	育成会	福推協	保環連	
東部ブロック	1	宮	宮地区自治協議会		●	●		
	2	三川内	三川内地区自治協議会	●	●			
	3	針尾	針尾地区自治協議会	●	●			
	4	江上	江上地区自治協議会	●	●			
	5	広田	広田地区自治協議会	●	●	●		
	6	早岐	早岐地区自治協議会	●	●	●		
	7	日宇	日宇地区自治協議会	●	●	●		
中央ブロック	8	崎辺	崎辺地区自治協議会	●	●			
	9	南	南地区自治協議会	●	●			
	10	山澄	山澄地区自治協議会	●	●			
	11	中部	中部地区自治協議会	●	●	●		
	12	西	西地区自治協議会	●	●	●		
	13	愛宕	愛宕地区自治協議会	●	●			
	14	九十九	九十九地区自治協議会	●	●			
	15	清水	清水地区自治協議会		●			
北部ブロック	16	北	北地区自治協議会		●			
	17	大野	大野地区自治協議会	●	●			
	18	柚木	柚木地区自治協議会		●			
	19	中里皆瀬	中里皆瀬地区自治協議会	●	●			
	20	相浦	相浦地区自治協議会	●	●			
西部ブロック	21	黒島	黒島地区自治協議会		●			
	22	吉井	吉井地区自治協議会		●	●	●	
	23	世知原	世知原地区自治協議会		●			
	24	宇久	宇久地区自治協議会		●			
	25	小佐々	小佐々地区自治協議会		●			
	26	江迎	江迎地区自治協議会		●			
	27	鹿町	鹿町地区自治協議会		●	●	●	
合流地区数			16	27	8	2	0	

地区自治協議会との合流率



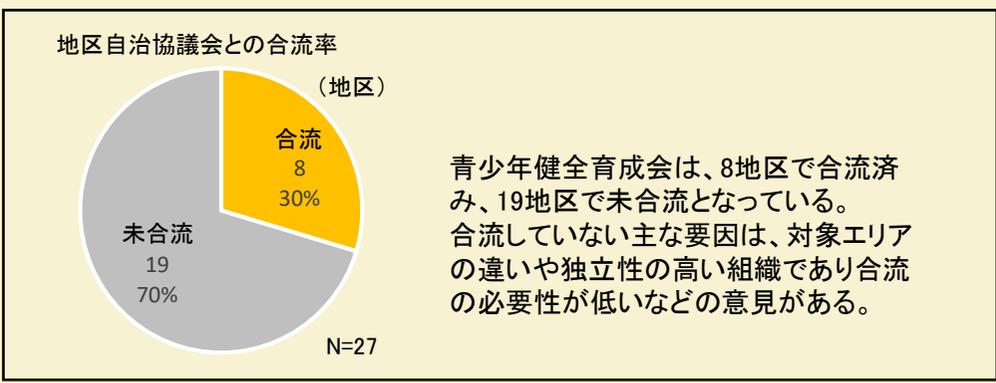
生涯学習推進会は、全27地区で合流済みである。

合流していない主な要因

(意見なし)

ウ) 青少年健全育成会

			再編合流(●合流済み)					
			連町	生涯	育成会	福推協	保環連	
東部ブロック	1	宮	宮地区自治協議会		●	●		
	2	三川内	三川内地区自治協議会	●	●			
	3	針尾	針尾地区自治協議会	●	●			
	4	江上	江上地区自治協議会	●	●			
	5	広田	広田地区自治協議会	●	●	●		
	6	早岐	早岐地区自治協議会	●	●	●		
	7	日宇	日宇地区自治協議会	●	●	●		
中央ブロック	8	崎辺	崎辺地区自治協議会	●	●			
	9	南	南地区自治協議会	●	●			
	10	山澄	山澄地区自治協議会	●	●			
	11	中部	中部地区自治協議会	●	●	●		
	12	西	西地区自治協議会	●	●	●		
	13	愛宕	愛宕地区自治協議会	●	●			
	14	九十九	九十九地区自治協議会	●	●			
	15	清水	清水地区自治協議会		●			
	16	北	北地区自治協議会		●			
北部ブロック	17	大野	大野地区自治協議会	●	●			
	18	柚木	柚木地区自治協議会		●			
	19	中里皆瀬	中里皆瀬地区自治協議会	●	●			
	20	相浦	相浦地区自治協議会	●	●			
	21	黒島	黒島地区自治協議会		●			
西部ブロック	22	吉井	吉井地区自治協議会		●	●	●	
	23	世知原	世知原地区自治協議会		●			
	24	宇久	宇久地区自治協議会		●			
	25	小佐々	小佐々地区自治協議会		●			
	26	江迎	江迎地区自治協議会		●			
	27	鹿町	鹿町地区自治協議会		●	●	●	
合流地区数			16	27	8	2	0	



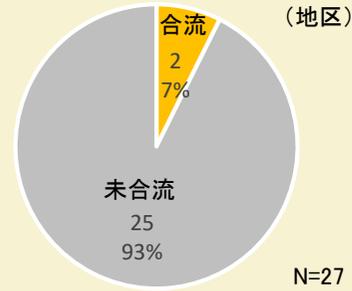
合流していない主な要因

- ①合流する予定
意見なし
- ②合流しない
 - ・ 部会の中に入っていて、一緒に活動をしている。無理して再編合流しないといけないのか。負担が増えるのではないか。
 - ・ 中学校区 = 自治協エリアとなっていないので難しい(地域性もある)
 - ・ 合流した場合、学校側の問題ないのか、望んでいるのかわからない。専門的なことは市の文書の中でR4再編合流となっているが、なくてはまずする意味がよくわからない。再編合流について民生委員さんがよく理解していないので、佐世保市がきちんと示してほしい。(なぜ再編合流しないといけないのか)まとめる人材がいないので、結局事務局がするようになる。
 - ・ なぜ合流に固執するのかかわからない。もっと柔軟に。もともと、既に来上りがあった組織なので合流に至らないと思う。合流せずとも連携していればよい。
 - ・ 行政から自治協議会、健全育成会に対して再編合流の必要性の説明があっていないためです。
 - ・ 長崎県では、長崎県青少年育成県民会議として各市町村が加盟している。佐世保市では、佐世保市青少年育成連盟としてそれぞれの地区が加盟して活動している。
 - ・ そもそも、独立した組織を無理やり自治協に組み込むこと自体無理があると思われる。合流するにあたっては、地域の特色にあわせ地域にゆだねてはと思われる。(合流しなくて自治協とうまくいっている地域は、そのまま良いのではないか)
 - ・ 現在、佐世保市内27地区中8地区が合流しているが、中々合流の方へ進んでいない。本気で市が合流に向けて進めようとする気配が見えないのが現状ではないか。
 - ・ 児童生徒が主の事業で、学校行事など自治協では把握することが出来ないため、学校主体で行事を計画しているため。
 - ・ 専門部会活動として支援事業の機能性。
 - ・ 成立財源確保の重複
- ③検討中
意見なし
- ④その他
 - ・ 一部合流している

工)福祉推進協議会

			再編合流(●合流済み)					
			連町	生涯	育成会	福推協	保環連	
東部ブロック	1	宮	宮地区自治協議会		●	●		
	2	三川内	三川内地区自治協議会	●	●			
	3	針尾	針尾地区自治協議会	●	●			
	4	江上	江上地区自治協議会	●	●			
	5	広田	広田地区自治協議会	●	●	●		
	6	早岐	早岐地区自治協議会	●	●	●		
	7	日宇	日宇地区自治協議会	●	●	●		
中央ブロック	8	崎辺	崎辺地区自治協議会	●	●			
	9	南	南地区自治協議会	●	●			
	10	山澄	山澄地区自治協議会	●	●			
	11	中部	中部地区自治協議会	●	●	●		
	12	西	西地区自治協議会	●	●	●		
	13	愛宕	愛宕地区自治協議会	●	●			
	14	九十九	九十九地区自治協議会	●	●			
	15	清水	清水地区自治協議会		●			
	16	北	北地区自治協議会		●			
北部ブロック	17	大野	大野地区自治協議会	●	●			
	18	柚木	柚木地区自治協議会		●			
	19	中里皆瀬	中里皆瀬地区自治協議会	●	●			
	20	相浦	相浦地区自治協議会	●	●			
	21	黒島	黒島地区自治協議会		●			
西部ブロック	22	吉井	吉井地区自治協議会		●	●	●	
	23	世知原	世知原地区自治協議会		●			
	24	宇久	宇久地区自治協議会		●			
	25	小佐々	小佐々地区自治協議会		●			
	26	江迎	江迎地区自治協議会		●			
	27	鹿町	鹿町地区自治協議会		●	●	●	
合流地区数			16	27	8	2	0	

地区自治協議会との合流率



福祉推進協議会は、合流は2地区に止まり、大部分の25地区で未合流となっている。合流していない主な要因は、活動範囲の違いや財源・会計、市と社協の合流に関する方向性などを指摘する意見がある。

合流していない主な要因

①合流する予定

- ・ R4. 1. 1に合流 R4. 4~合流 来年度合流予定。
- ・ 令和3年6月に総会を開催(書面表決を予定)し、福祉推進協議会の解散を議題として議決することとしています。この議決をもって合流とします。
- ・ 現時点では合流できていないが数年後に合流する予定

②合流しない

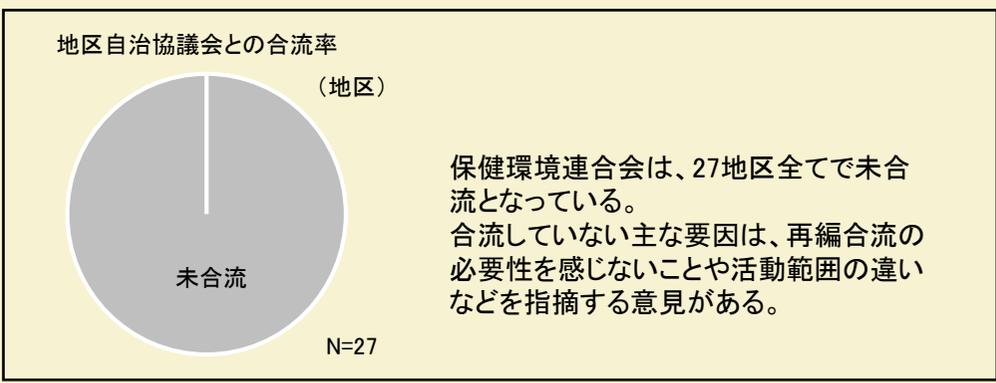
- ・ 民生委員と切り離してもらえればすなりいくと思う。(個人情報の管理が難しいので)
- ・ 連携はとれているけど、事務負担が増えるので合流できていない。
- ・ 専門的なことは市の文書の中でR4再編合流するとなっているが、なくしてまでする意味がよくわからない。再編合流について民生委員さんがよく理解していないので、佐世保市がきちんと示してほしい。(なぜ再編合流しないといけないのか)まとめる人材がいないので、結局事務局がするようになる。
- ・ 福推協には、他地区の民生委員児童委員が所属しており、地区との重なりが生じている。
- ・ 地区自治協議会と区域と校区の相違。
- ・ 他地区とのかかわり(組織の枠組みとの相違)
- ・ 小学校単位でそれぞれ組織があり、それを再編合流させることは想定していない。
- ・ 具体的議論を進めていない。
- ・ 独立した組織であり、地区単位の自治協との再編合流については難しいと考えている。
- ・ 他地区でも実現しているため再編合流は可能と考えるが、議論が進んでおらず、再編合流が不可と考えている。
- ・ なぜ合流に固執するのかかわからない。もっと柔軟に。もともと、既に出来上がった組織なので合流に至らないと思う。合流せずとも連携していればよい。
- ・ 佐世保市と佐世保市社会福祉協議会は再編合流に対するスタンスが一致していない(社会福祉協議会の担当者は再編合流に積極的ではない)。まずは、市と社会福祉協議会との間で十分話し合い、再編合流に関する問題の解決はもちろんのこと、両者の再編合流の考えが一致することが先決ではないか。
- ・ 会計のやりづらさ、思いを持って活動されるのに再編合流することでその思いが失せていくのでは？(自分が動かなくてもよいのではとってくる)
- ・ 市社会福祉協議会からの補助金があるので再編合流は考えていない。
- ・ 業務量
- ・ 市内統一が前提(社協との関連、財源処理等)

③検討中

- ・ 検討中(1地区)

才)保健環境連合会

			再編合流(●合流済み)					
			連町	生涯	育成会	福推協	保環連	
東部ブロック	1	宮	宮地区自治協議会		●	●		
	2	三川内	三川内地区自治協議会	●	●			
	3	針尾	針尾地区自治協議会	●	●			
	4	江上	江上地区自治協議会	●	●			
	5	広田	広田地区自治協議会	●	●	●		
	6	早岐	早岐地区自治協議会	●	●	●		
	7	日宇	日宇地区自治協議会	●	●	●		
中央ブロック	8	崎辺	崎辺地区自治協議会	●	●			
	9	南	南地区自治協議会	●	●			
	10	山澄	山澄地区自治協議会	●	●			
	11	中部	中部地区自治協議会	●	●	●		
	12	西	西地区自治協議会	●	●	●		
	13	愛宕	愛宕地区自治協議会	●	●			
	14	九十九	九十九地区自治協議会	●	●			
	15	清水	清水地区自治協議会		●			
北部ブロック	16	北	北地区自治協議会		●			
	17	大野	大野地区自治協議会	●	●			
	18	柚木	柚木地区自治協議会		●			
	19	中里皆瀬	中里皆瀬地区自治協議会	●	●			
	20	相浦	相浦地区自治協議会	●	●			
西部ブロック	21	黒島	黒島地区自治協議会		●			
	22	吉井	吉井地区自治協議会		●	●	●	
	23	世知原	世知原地区自治協議会		●			
	24	宇久	宇久地区自治協議会		●			
	25	小佐々	小佐々地区自治協議会		●			
	26	江迎	江迎地区自治協議会		●			
	27	鹿町	鹿町地区自治協議会		●	●	●	
合流地区数			16	27	8	2	0	



合流していない主な要因

- ①合流する予定
意見なし
- ②合流しない
 - ・再編合流するメリットがよくわからない。話をしたこともない。
 - ・連携はしているが、合流の意味がよくわからない。
 - ・保健環境連合会が何をやっているのか誰もよくわかっていない。会長は会議には出席しているけど、合流しても、自治協が何をしないといけないのかわからない。(大きな問題というのはわかるけど)
 - ・地区単位の組織・活動がないため。
 - ・理事会に参加しているが、組織がしっかりしているので合流は考えられない
 - ・話をしたことがない。そもそも再編合流の対象とする発想がおかしい。
 - ・どのような活動がなされているか不明。各町単位での活動だと思われる。
 - ・そもそも、再編合流の想定すらしていなかったもので、協議すら進められていない。
 - ・独立した大きな組織であり、地区自治協議会の再編合流は考えられない。
 - ・各町内会で任意で運営している状態。保健環境連合会側の意見を知りたい。
 - ・連合町内会より、佐世保市保健環境連合会に年間費のみ納入しているが、団体として存在していない。
- ③検討中
意見なし

Q: 連合町内会主催、生涯学習推進会主催、青少年健全育成会主催の代表的なイベントで、かつ、重要なものを挙げてください。
また、そのイベントの現在の継続状況を教えてください。

- 代表的なイベント件数は1地区平均で6.2件であり、地区自治協議会設立後も90.3%は継続開催されている。
- イベントの種類は交流・親睦が大部分である。

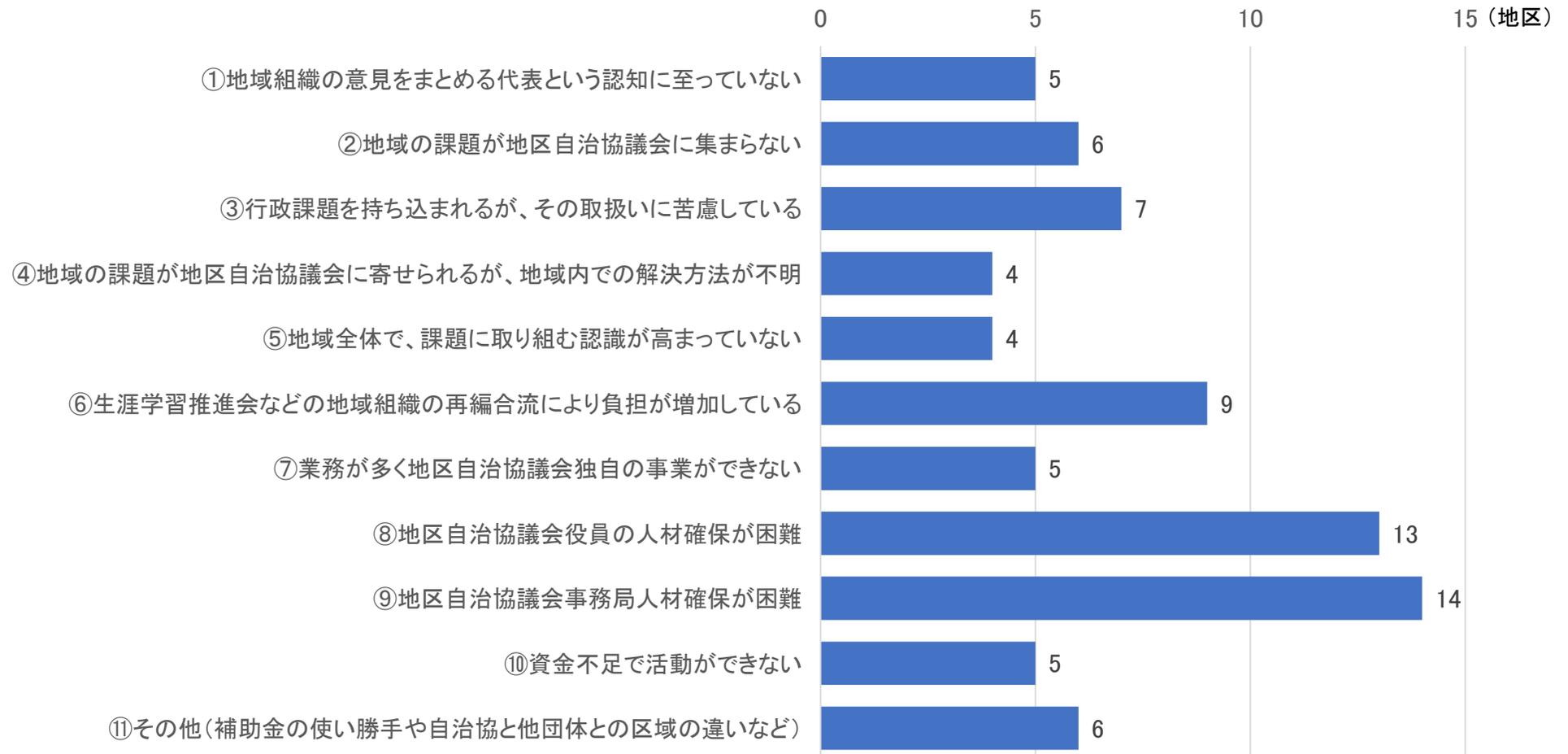
	イベント数 (件)	1地区平均 (件)	継続数 (件)	継続率	イベント種類(件)※			
					交流・親睦	防犯・防災	青少年健全 育成	協議会運 営・人材育 成
(1) 連合町内会	53	1.8	49	92.5%	48 文化祭、運動会、 敬老会、新年交 歓会、研修等			5 市政懇談会、総 会等
(2) 生涯学習推進会	86	2.8	75	87.2%	83 文化祭、運動会、 敬老会、研修、レ クレーション大会、夏 まつり、スポーツ大 会等	2 防犯、防災セミ ナー		1 総会
(3) 青少年健全育成会	46	1.6	43	93.5%	39 子ども会大会、ス ポーツ大会、もち つき大会、駅伝 大会、芋ほり等	3 防犯パトロール等	2 学習見守り、児 童生徒見守り活 動	2 総会
総計	185	6.2	167	90.3%	170	5	2	8

※区分は「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」による

N=27

Q:貴協議会が抱える課題をお答えください。下記の選択肢の中から選択若しくはその他に記載してください。
(該当するものに全て○)

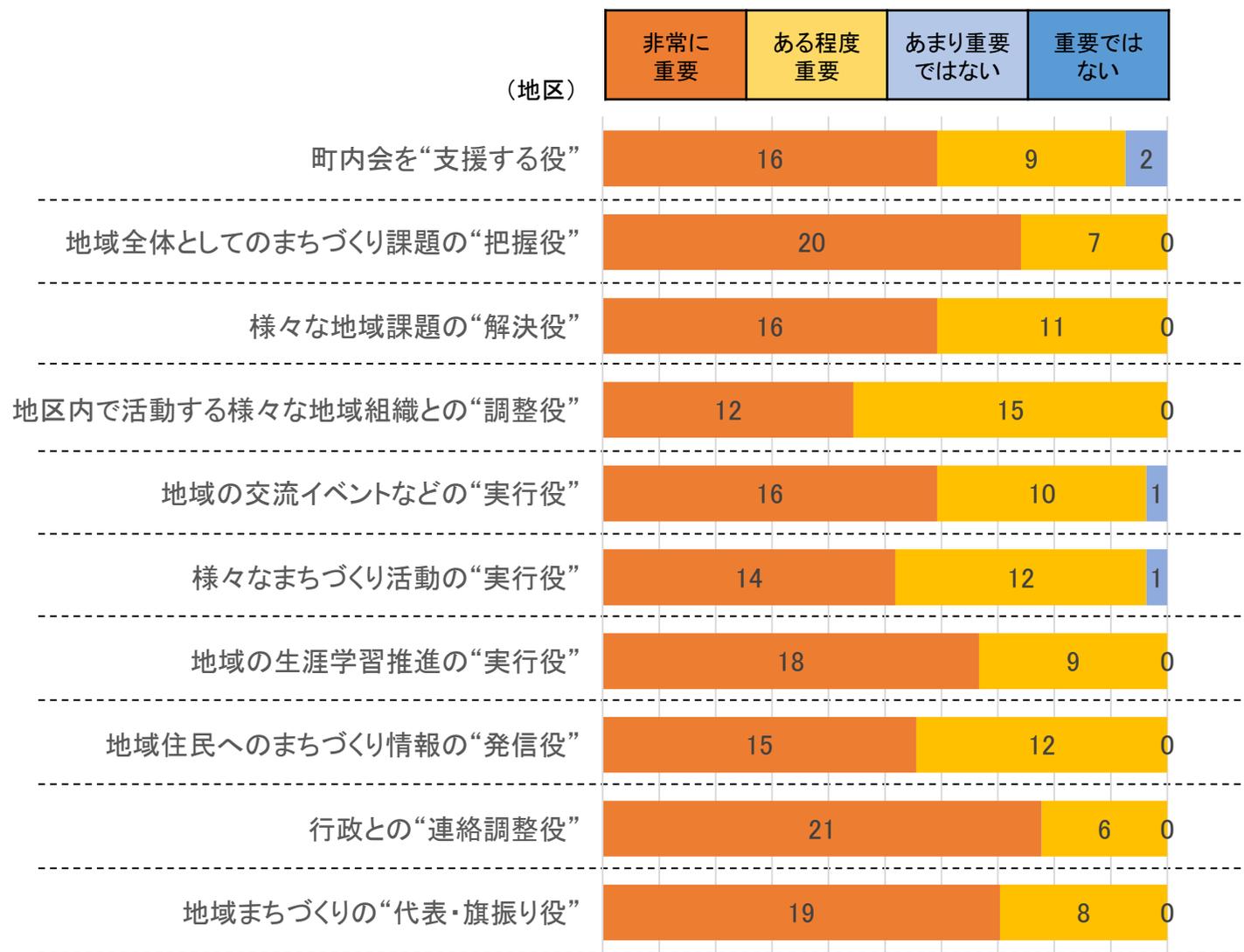
- ・ 地区自治協議会が抱える課題については、「人材確保」に関する課題を掲げた地区が⑧では13地区、⑨では14地区と半数以上の協議会で抱えている状況にある。
- ・ 次に多いのが⑥「地域組織の再編合流により負担が増加している」が9地区で続いている。
- ・ 地域課題については、④「地域課題が寄せられるが、解決方法がわからない」、⑤「地域全体で課題に取り組む意識が高まっていない」はいずれも4地区に止まっている。



N=27

Q:地区自治協議会のあるべき姿・機能について、それぞれの重要度(4段階)をお答えください。(1つずつ○)

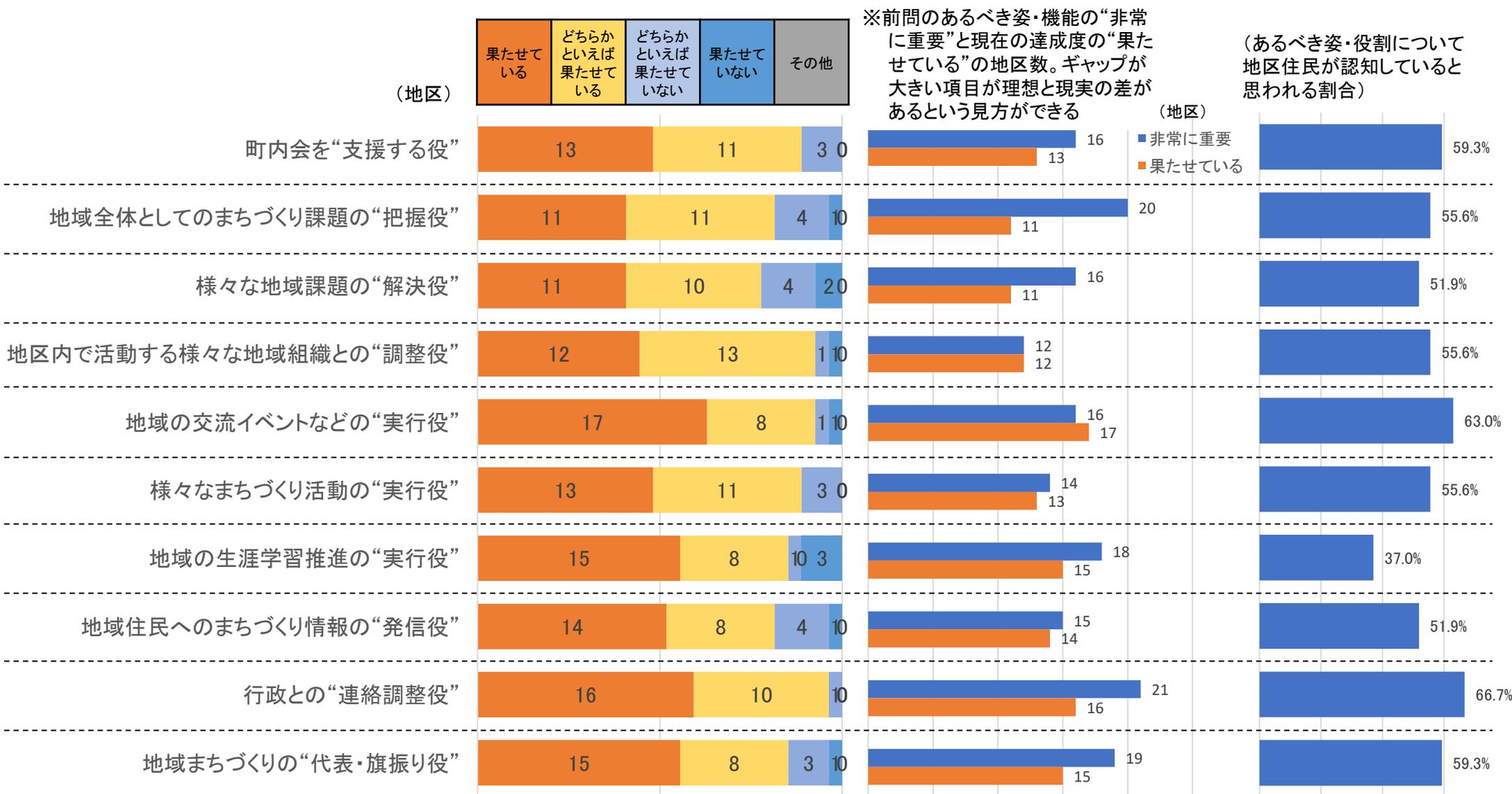
- 地区自治協議会のあるべき姿・機能として“非常に重要”の回答が最も多かったのは「行政との“連絡調整役”」であり、「まちづくり課題の“把握役”」と「地域まちづくりの“代表・旗振り役”」が続いている。
- 一方で「地域組織との“調整役”」や「イベントなどの“実行役”」、「まちづくり活動の“実行役”」については、相対的に役割の認識が低い結果となった。



N=27

Qそれぞれのありべき姿・機能について、現段階での達成状況(4段階)をお答えください。(1つずつ〇)

- 前問のありべき姿・機能について、地区自治協議会の達成状況を尋ねたところ、最も果たせているのは、「生涯学習推進の実行役」、「イベントなどの実行役」であり、理想として掲げた「まちづくり課題の“把握役”」や「まちづくり課題の“解決役”」までには至っていない状況が窺える結果となった。



N=27

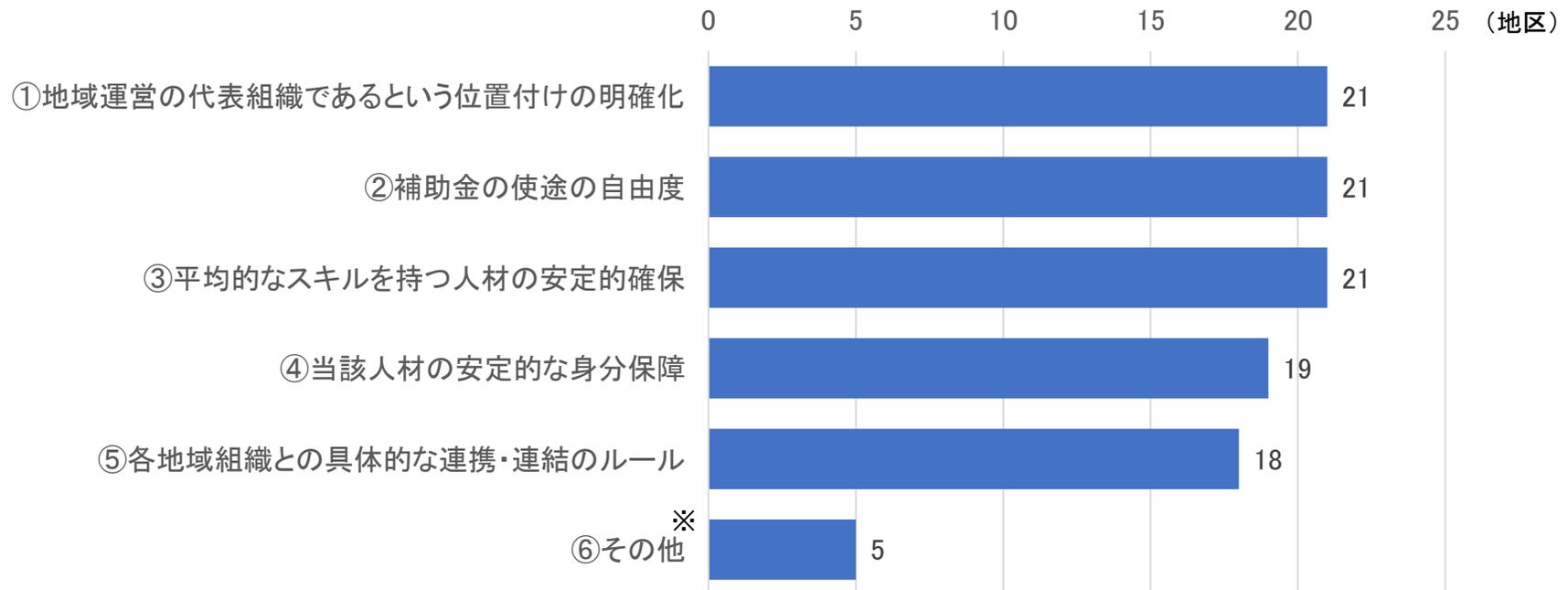
Q自治協議会の部会と関係がある地域組織をお答えください。

総務部会 総務環境部会	民生委員児童委員協議会連合会	福祉推進協議会									
生涯学習推進部会 生涯学習部会	青少年健全育成会	各単位PTA	佐世保スポーツ推進委員	生涯学習推進部会	民生委員児童委員協議会連合会	老人クラブ連合会	福祉推進協議会				
青少年部会	青少年健全育成会	各単位PTA	子ども会	佐世保市消防団	交通安全協会	交通安全母の会	民生委員児童委員協議会連合会				
保健福祉部会 福祉推進部会	青少年健全育成会	第2層協議体	民生委員児童委員協議会連合会	老人クラブ連合会	福祉推進協議会						
女性部会	佐世保市婦人防火クラブ	交通安全母の会	民生委員児童委員協議会連合会								
防犯防災環境部会 防犯環境部会	クリーン推進委員	学校評議員	青少年健全育成会	補導連絡協議会	まちづくり協議会	佐世保市婦人防火クラブ	佐世保市消防団	交通安全協会	防犯協会	〇〇町〇組文化部長	
健康福祉部会	民生委員児童委員協議会連合会	老人クラブ連合会	福祉推進協議会								
青少年育成部会	青少年健全育成会	各単位PTA	補導連絡協議会								
地域安全部会	補導連絡協議会	公園愛護会	佐世保市婦人防火クラブ	佐世保市消防団	交通安全指導員	交通安全母の会					
環境衛生部会	クリーン推進委員	保健環境連合会	〇〇町〇組公民館長	〇〇町〇組防犯部長							
福祉推進部会 福祉部会	青少年健全育成会	生涯学習推進部会	民生委員児童委員協議会連合会	老人クラブ連合会	福祉推進協議会						
地域子育て部	青少年健全育成会	各単位PTA	各地区文化財保存団体等								
地域福祉部会	地区交通対策協議会	民生委員児童委員協議会連合会	老人クラブ連合会	福祉推進協議会							
つながり部会	各地区文化財保存団体等										
安全・安心部会	学校評議員	青少年健全育成会	各単位PTA	佐世保市消防団	交通安全母の会	民生委員児童委員協議会連合会	老人クラブ連合会	保健環境連合会	福祉推進協議会		
楽しかまち部会	青少年健全育成会	各単位PTA	佐世保市消防団	民生委員児童委員協議会連合会	福祉推進協議会						
なでしこ部会											
地域絆づくり部会	各単位PTA	子ども会	老人クラブ連合会								
保健環境部会	クリーン推進委員										
地域交流部会	松浦鉄道地元協力会										
安全・防災部会 防犯防災部会	子ども会	補導連絡協議会	自主防災組織	佐世保市消防団	交通安全指導員	交通安全協会	交通安全母の会	防犯協会			
環境づくり部会	クリーン推進委員										
商工振興部会	まちづくり協議会										
長寿部会	老人クラブ連合会										
地域創生部会	学校評議員	各単位PTA									
文化・スポーツ部会	老人クラブ連合会										
健全育成部会	青少年健全育成会	各単位PTA									
教育支援部会	学校支援会議	地域学校協働本部	各単位PTA	老人クラブ連合会							
実行委員会	佐世保市婦人防火クラブ	佐世保市消防団	交通安全協会								
まちづくり	佐世保市婦人防火クラブ	佐世保市消防団	交通安全協会								

自治協議会の部会は様々な地域組織との繋がりがあります。

Q:地区自治協議会は、地域運営の“牽引役”として期待されていますが、それを実現するためには、どのような仕組みが必要と思いますか。(該当するもの全てに○)

- 地域運営のけん引役としての機能を実現するための仕組みとしては、①「地域運営の代表組織であるという位置づけの明確化」、②「補助金の使途の自由度」、③「人材の安定的確保」がともに21地区で最も多くなっている。



(その他の意見)

- 自治協会員に対する的確な行政研修の実施

(自由記述:実現のためのアイデア)

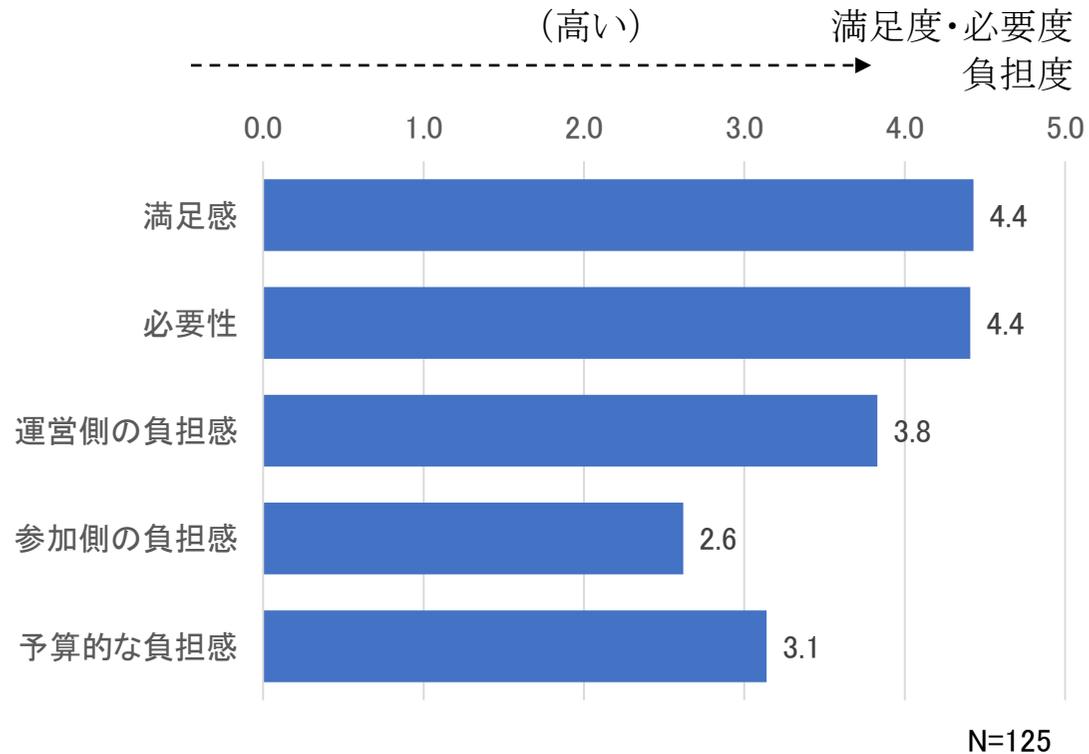
- 自治協の活動が異なる行事の実施だけでなく、各町内会から持ちかけられた「地域課題の解決」に向かうような会議の持ち方を工夫しているところである。
- 行政の事業と自治協の事業の線引きを明確にする。補助金の自由な使途(交付金への転換)。ネット社会に強い人材の確保と、ネットに頼れない人々への対策。
- 良い人材を確保するには、給与面の条件改善が必須。
- 補助金(まちづくり交付金)の新設・増額、人件費補助金の増額、事務局長の安定的確保

N=27

Q:貴協議会で主催している代表的な行事について記入してください。また、その行事(イベント)に対する評価(1～5段階)を記入してください。

- 地区自治協議会で主催している代表的な行事については、満足度、必要度とも非常に高い認識がなされている。
- 同時に運営側の負担感や予算的な負担感も大きく、イベント偏重型の運営には満足感があっても負担感も大きく、結果としてその他の活動を行う余裕がなくなる可能性が示唆される。
- 地区自治協議会設立後に始まった行事・イベント17件が確認された。大部分は継続的な行事・イベントが行われている状況が窺える。

(満足度・負担度指数 最大5)

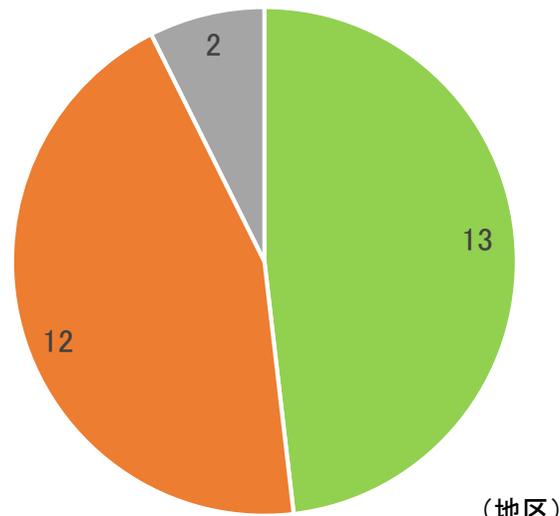


地区自治協議会設立後に開始された行事・イベント等(17行事・イベント)

- 演奏会、講演会
- 60歳以上の卓球大会
- 郷土歴史講話(中1対象)
- 安全教室(ブザー配布)(小3対象)
- コスモス街道イベント
- 防犯防災フェスティバル
- レクリエーション大会
- 精霊流し(2地区)
- 多世代交流ニュースポーツ大会
- 地域包括支援センターとの連携
- 夏祭り盆踊り大会
- ぶら〜とカフェみなみ
- 世代を超えた交流会
- 九十九ふれあい音楽会
- 高齢者交通安全講習会
- ふれあいコンサート

Q:現在、協議会として、会費や補助金以外の自主財源を確保していますか。(1つに○)

- 会費や補助金以外の自主財源の確保については「あり」が52.0%、「なし」が48.0%となった。
- 「あり」については、イベント時のバザー等の売上を自主財源として確保している事例がみられる。



(地区)

N=27

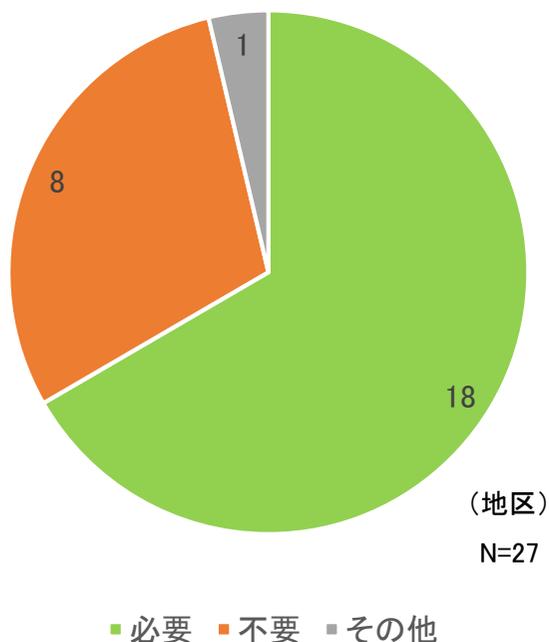
■ 自主財源がある ■ 自主財源はない ■ その他

(具体的な内容)

- 40万ほど町内連合会より強化費として
- 寄付金(まつりの来賓より)、収益金(まつりのバザー)、負担金(旅行代金)
- 区域内の企業協賛金(5,000円/口)、町内会からの会費
- 自治協まつり。バザーの売上(R2年度は中止のため無し)
- 生涯学習推進会、連合町内会解散の清算金、企業の広告料、寄付金
- 農園をしているが儲からない。維持費にお金もかかるのでトントン。
- バザーの売上げ(数万ある)、イベント時の寸志
- ふるさと祭りバザー売上金、各事業への寸志、参加負担金
- 文化祭の出店
- 印刷機使用料、最西端訪問記念ステッカー販売代金、イベント時の協賛金
- 香典返し寄付金及び一般寄付
- 自治協活動特別積立金
- 精霊流し時の寸志・賽銭、イベント時の寸志など

Q:今後、協議会として、会費や補助金以外の自主財源は必要と思いますか。(1つに○)

- ・ 会費や補助金以外の自主財源の必要性について尋ねたところ「必要」が69.2%、「不要」が30.8%となった。
- ・ 人口減少等の影響により会費が減少する中で、各種の活動を維持していくためには「必要」という意見が多い。

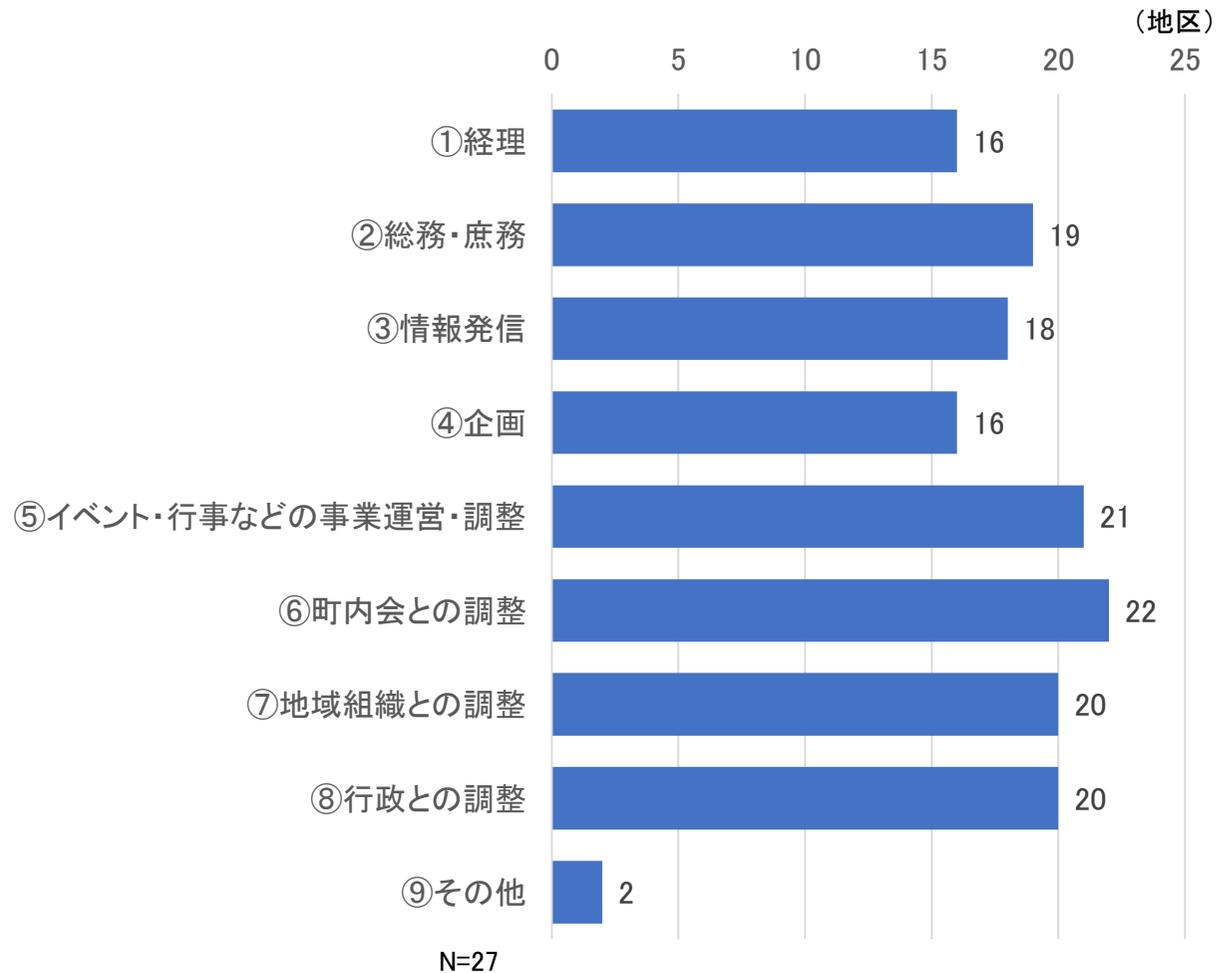


(新たな自主財源が必要な理由)

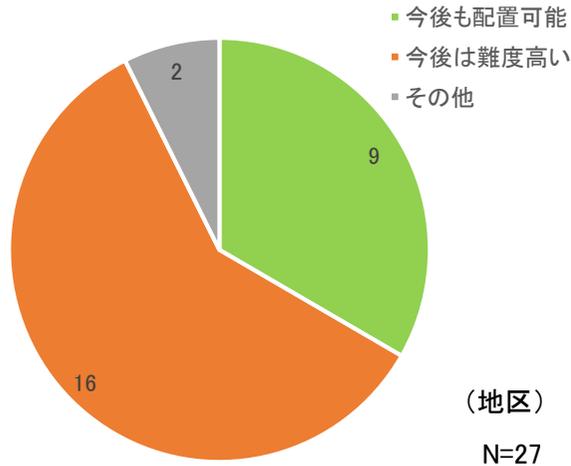
- ・ 新たなイベントを構築するために必要と思うが、具体案がない。
- ・ イベントによる収益を考えているので、コミュニティビジネスのことを教えて欲しい。
- ・ イベントをするためには必要。補助金を上げてくれればいいけど。
- ・ 今のところは必要ないが、人がたくさん集まるようになればカフェとかはできたらいいなとは思う。
- ・ 会費が年々減ってきている。市の補助はあるのでできているが、事業活動を広めているが市の補助の上限が上げられればいいけど、このままだと事業の縮小をするしかない。交通安全啓発関係で、前は安全協会からのぼり、横断幕をもらっていたが今は自治協負担。1本30万くらいするので負担になっている。
- ・ 現時点では、市から活動補助金等を有効に活用しているため、新たな自主財源の必要性は低い。また、現状においては、新たな自主財源の確保方法が不透明に近い。
- ・ こういう状況にならないように行政が支援すべき。自動販売機を置いても、収益になると思うが、管理が大変になる。ゴミだらけになることが想定される。
- ・ さまざまな活動を行う際に役員・スタッフ共にボランティアでの活動である。多くの役員・スタッフに参加してもらうには、多少の活動費が必要である。
- ・ 自主財源の確保は必要と考えていますが、現時点では、管理運営のコストに見合う収益事業は見いだせないでいます。他の地域の自治協議会の例を参考に今後検討したい。
- ・ 自販機設置などによる財源確保を検討したいが、コミュニティセンターが教育施設の位置付けであるため、その実施が制限され、他のコミュニティセンターと比較して難しい面がある。
- ・ 町内連合会及び生涯学習推進会との再編合流の際に移管した「自主財源」と毎年徴収している会費や行事参加費・負担金等で今後も活動に支障がないものと考えている。
- ・ 補助金の存続が不明で、安定的な資金確保が必要と考えている。
- ・ 人口減による寄付の減少が考えられるため
- ・ 地域婦人会の活動資金、コミュニティセンターの活用促進
- ・ 地区自治協議会の各部会の行事を充実させるためには、現在の市補助金(地域コミュニティ補助金)が十分とは言えないため、新たな自主財源が必要である。
- ・ 補助対象外経費への対応、新規事業の実施及び既存事業の拡大に要する経費への対応

Q:貴協議会の事務局職員のスキル(能力)として、求められるものはどれですか。(該当するもの全てに○)

- 事務職員に求められる能力(スキル)としては、「町内会との調整」、「イベント・行事などの事業運営・調整」など“調整力”を求める傾向がく多くなっている。



ア) 事務局職員の配置

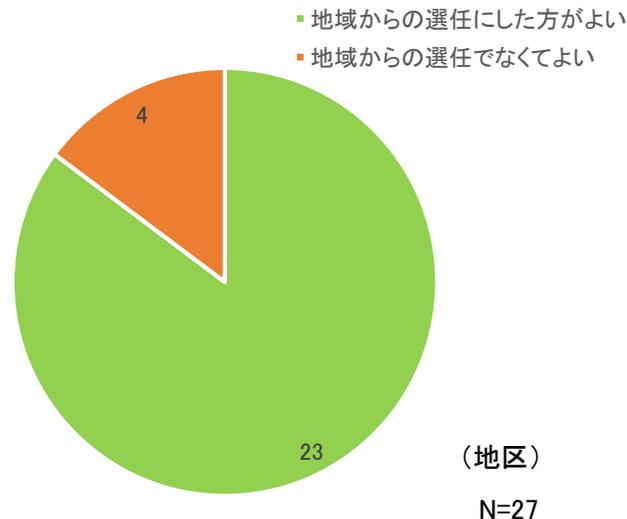


Q: 事務局職員の雇用については、どのような状況ですか。(1つに○)

(自由意見)

- 賃金が安いので難しい。地域から選びたい、地域のことを知っている人がいいが、探すのに苦労している。
- 継続的配置のためにも人材育成事業が必要と考えています。町内には有能な人材が多くいると思いますので、自治協議会活動に参加してもらうことから始め、リーダー・スタッフとして活動してもらう取り組みが必要と考えています。
- 人件費の問題
- 今の給与条件では、継続的な配置は困難。
- 今の予算体系では、継続的な雇用は困難。生活が賄える程度の基準が必要(例えば、市の会計年度任用職員程度)
- 地区自治協の運営は、事務局なかでも事務局長の役割は大きいですが、現在の人件費(年間50~60万)では局長のボランティア精神に頼っている現状であり、今後事務局の人件費が増額(年間約350万円)になり、事務局長の人件費が増加しない場合は、今後新たな事務局長を確保することは困難である。
- コミセン職員が自治協事務局の職員を兼ねる。(パート会計年度職員が勤務日以外の日自治協事務局業務を行う)、支所の代替職員(日々雇用)が自治協事務局の職員を兼ねる。

イ) 事務局職員の選任



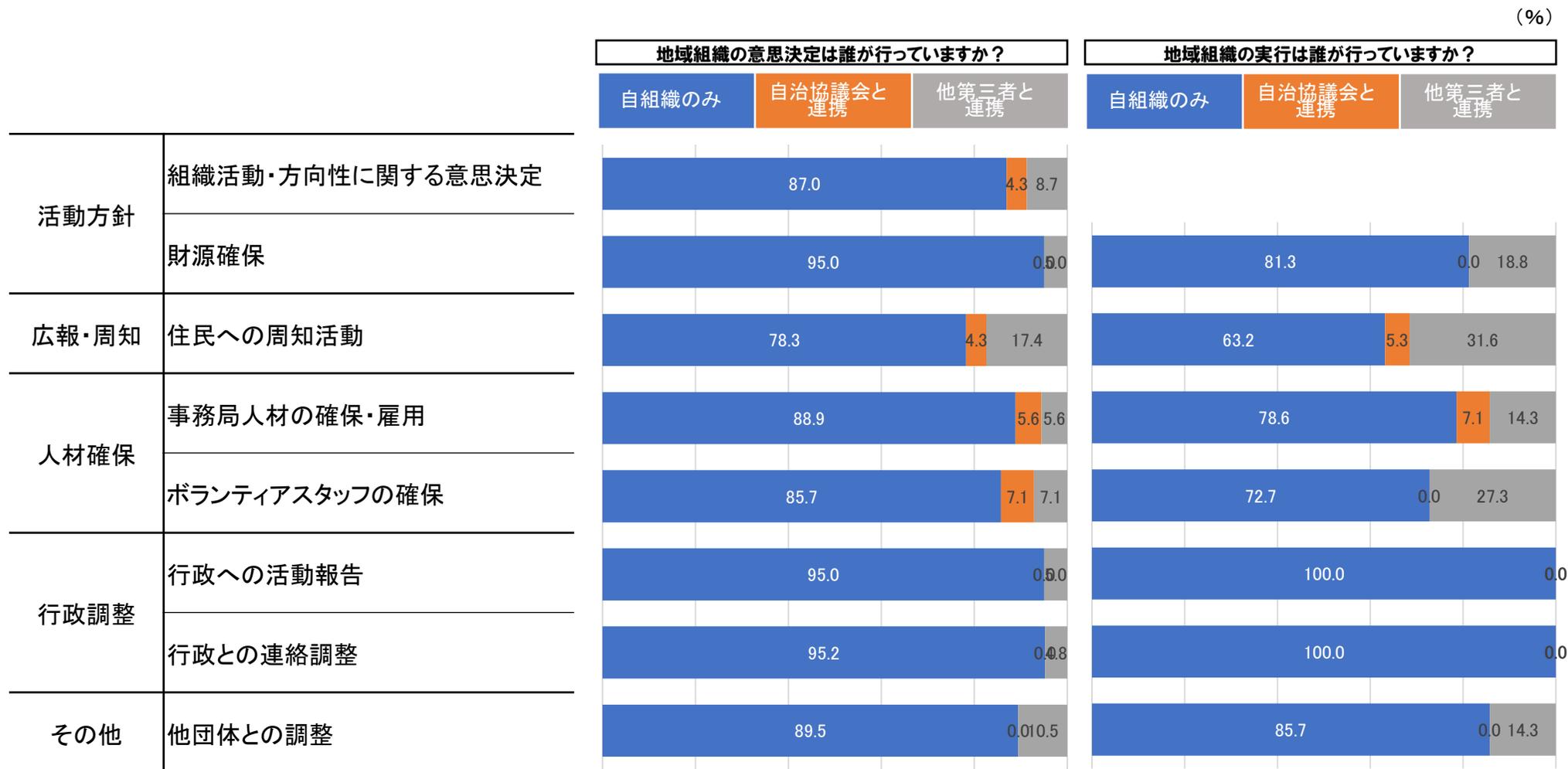
Q: 事務局職員の選任については、どのようにお考えですか。(1つに○)

(自由意見)

- センター長と連携がとれている方がいい。
- 地域のことがわかっている方がいい。
- 地域への理解・熱意があればどちらでもよい。
- 地域のことがよくわからないと話にならない。
- 地域住民として、地域の自治活動に関われる誇りと自覚を有した人材が適任だと思う。
- 町内会や地域組織との調整が必要であるため、地域からの選任が望ましい。
- 地域内から、地域のことをよく分かっている人を選任した方が、事務局の運営が年度当初からスムーズにいくのではないかと。
- 地理的な問題として、会議の多くが夜に開催されること、行事が休日に行われることを考える地域外から事務局員を雇用することは難しい。また、事務局長や地域のリーダーとなる人材の育成といった面でも地域からの雇用が望ましいと考える。
- 地域の実情を把握している者の方が良い。
- 地域からの選任が望ましいが、勤務する地域に愛着があれば地域外からでもいいのではないかと。ただし居住地から勤務地までの距離は、業務に支障がでない程度であることが条件。

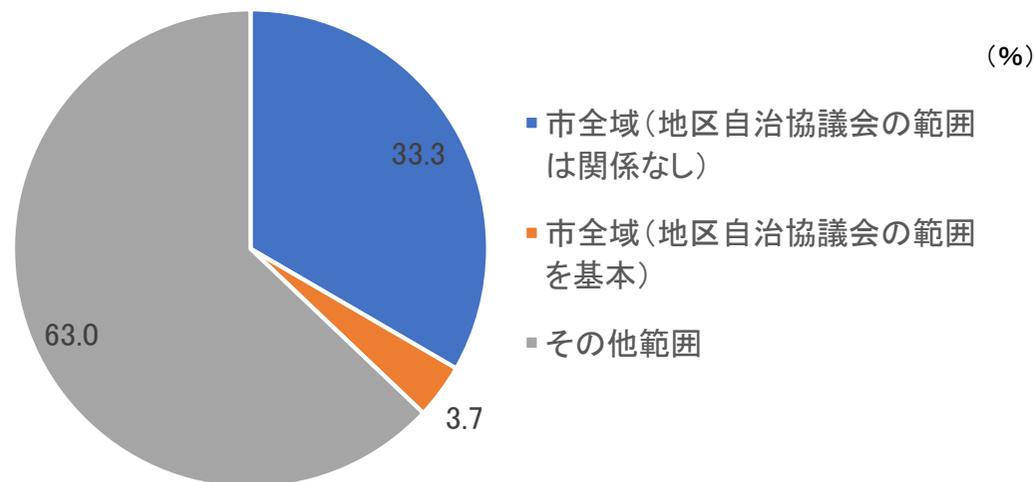
Q:組織機能について、“意思決定”と“実行”はどのように実施していますか？(それぞれ1つに○)

- 地域組織の様々な活動の意思決定・活動の両面について「自組織のみ」で行っているのが大半であり、地区自治協議会とは独立した運営が行われている状況が窺える。



Q:)組織の活動範囲についてお答えください。自治協の範囲以外の場合は、その課題があれば記入してください。

- 地域組織の活動範囲は、地区自治協議会の範囲ではなく“独自の活動範囲”を持っている団体が63.0%と、地区自治協議会の活動範囲とは異なる範囲での活動が行われている実態が浮き彫りとなった。

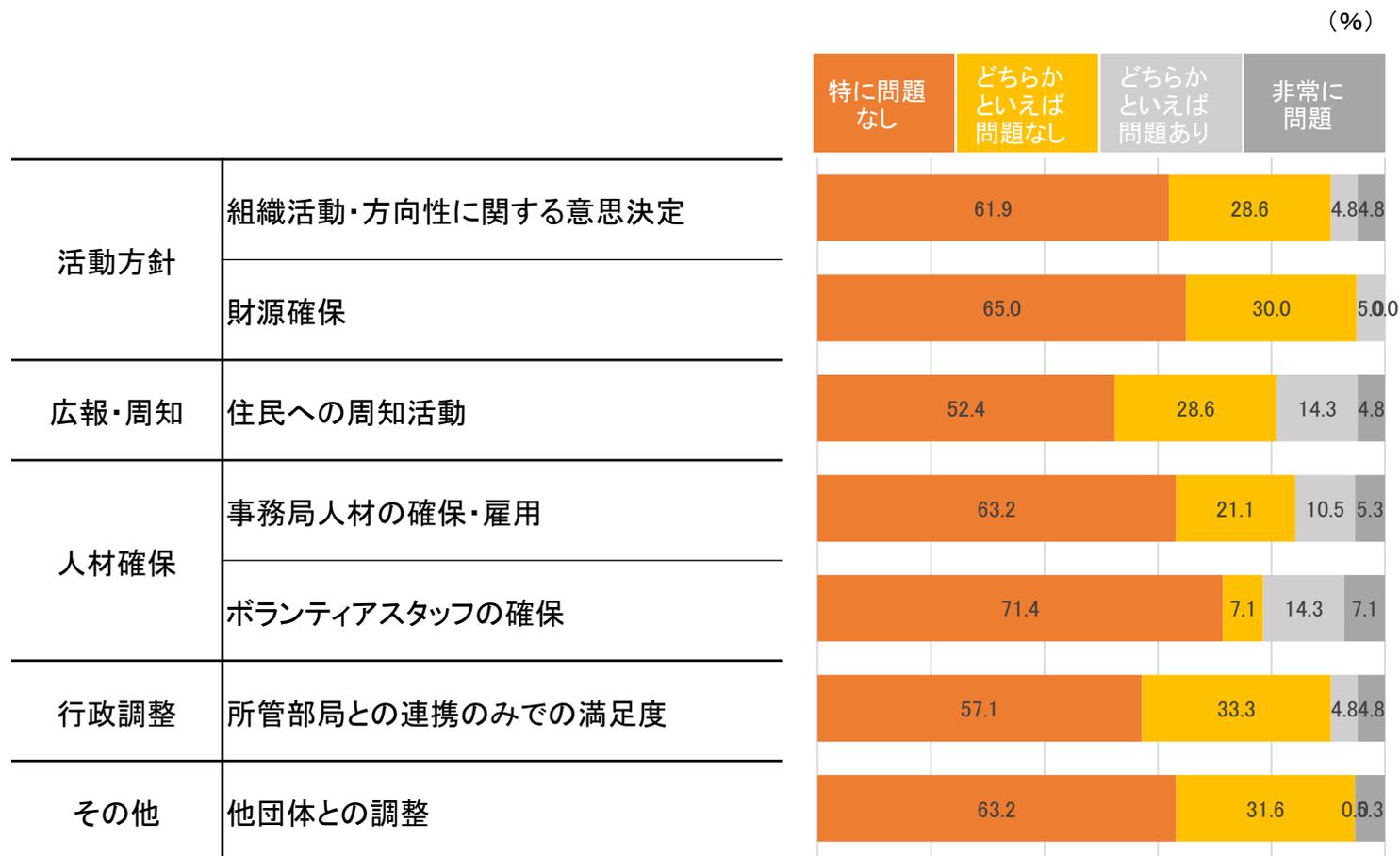


(課題)

- 消防少年クラブは、クラブが独自に活動し、地区自治協議会と連携した活動がない。地区自治協議会の範囲内に、クラブ結成がない地区があり市全域での活動ができていない。
- 高齢者人口の増加に反比例し、活動の多様化により老人クラブへの加入者数は減少傾向にある。

Q:)『地域における役割』を果たす上で、地区自治協議会と分離している(又は連携していない)ことによる課題はありますか。
(それぞれ1つに○)

- 地区自治協議会と分離していることによる課題の有無を尋ねたところ、「特に問題なし」が住民への周知活動を除き、6割以上の高い割合となった。
- 周知活動については限られた活動予算の中で効果的に実施するためには、地区自治協議会と連携していることが望ましいとの意見が得られた。

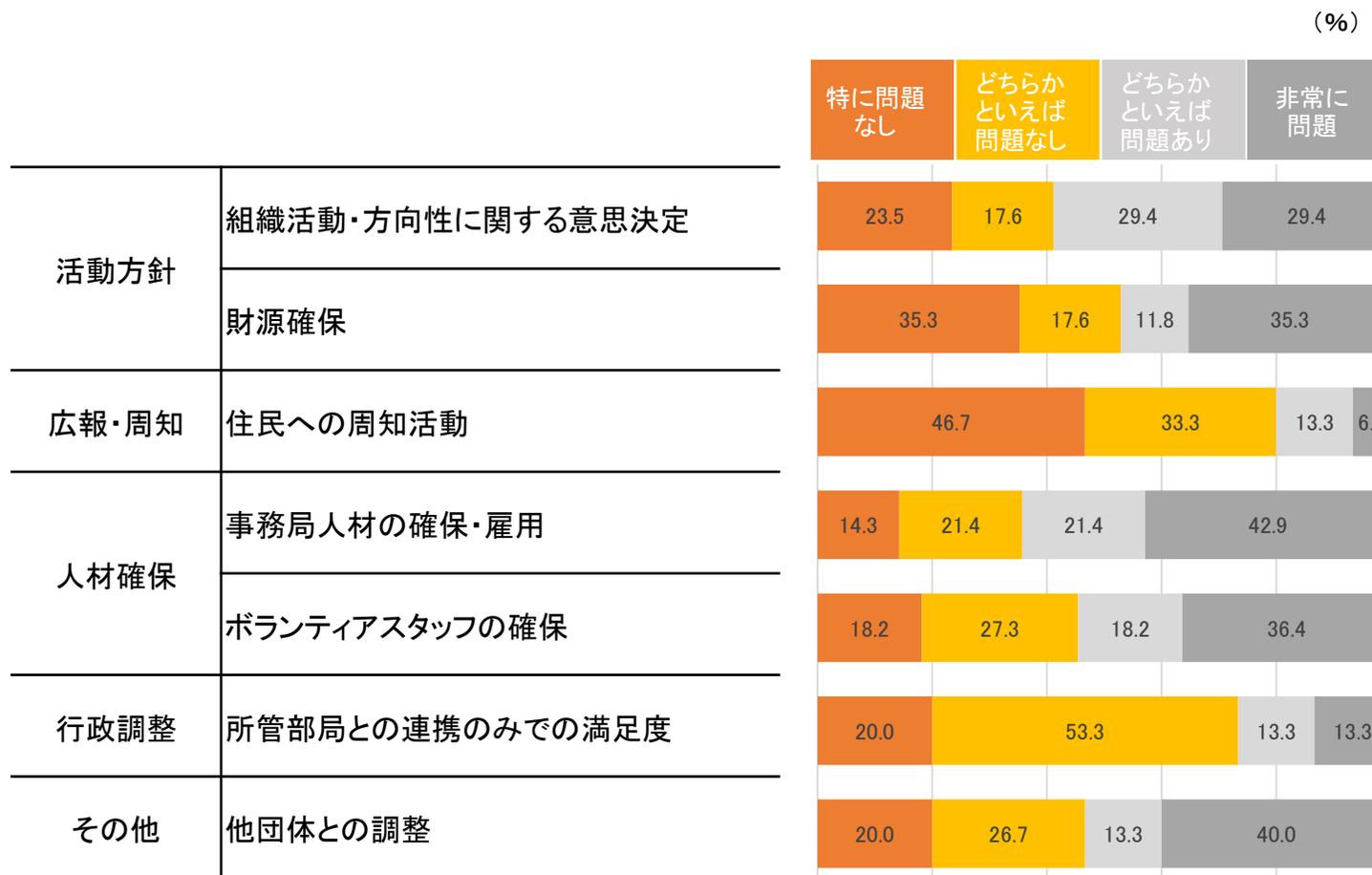


地区自治協議会と分離していることに対する課題や可能性など

青少年健全育成会	自治協議会管区と健全育成会管区が一致していないため、事業の際、校区外の子どもたちや、補助金の使用について、柔軟に対応する必要がある。合流のあり方にもよるが、合流後、自治協内(組織内)の意思決定に健全育成会の部長が入る仕組みになっていれば、合流後もスムーズに運用ができるのではないかと考える。
学校支援会議	「学校支援会議」を今後「学校運営協議会」に置き換えながら、コミュニティスクールの拡充を目指している。支援会議の構成メンバーには、校長をはじめとした学校関係者や関係団体などがあり、多いところでは、50名を超えるメンバーとなっている。自治協との一体化の意義、イメージが整理できない。
放課後子ども教室運営委員会	地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を活性化するための活動であるので、自治協と連携することで活動が充実する。一体化には地域の意向などを考慮した整理を行う必要がある。
地域学校協働本部	地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を活性化するための活動であるので、自治協と連携することで活動が充実する。一体化には地域の意向などを考慮した整理を行う必要がある。
佐世保市少年補導委員連絡協議会	地区自治協議会でも補導連絡協議会で行っているような、子どもたちの見守り活動や「愛のひと声運動」に類似する活動を行っていただいているので、一体化することで地域に密着した効率的な活動につながるのではないかと考える。
自主防災会(自主防災組織)	自主防災会の設置及び活動については、町内自治会単位としているため、地区自治協議会との一本化の可能性については低いと考える。
佐世保市婦人防火クラブ連絡協議会	現在の町内会単位のクラブは、過疎化、高齢化、共働き世帯の増加によりクラブの存続に苦慮しています。また、市内の各地区自治協議会の区域に防火クラブがない区域もあり、市内全域に防火クラブが設置できていない現状もあります。地区自治協議会と一体化すれば、存続問題の解決も図られ、市内全域に防火クラブの設置ができると考えます。しかし、クラブの母体が大きくなればこれまでのように町内会ごとに防火広報が行き届くのかという懸念があります。また、組織がこれまでと大きく変わるため、各種要綱の改正や活動の見直し、離島と本土との往来など整理しなければならないことが多くあります。
佐世保市少年消防クラブ連絡協議会	クラブの設置単位が町内子供会や学童クラブが混在しています。町内子供会基盤のクラブは、少子化や共働き世帯の増加でクラブ員減少や指導者不足のため減少しています。現状、今後を見通してもクラブ独自での活動であるため、地区自治協議会との一体化は困難であると考えます。
交通指導員	指導員の高齢化及びなり手不足が問題となっている中、自治協議会と一体となった募集体制の構築について検討する必要があるように感じている。
松浦鉄道地元協力会(相浦地区、大野地区、中里皆瀬地区、春日地区)	大野地区は令和2年度から、中里皆瀬地区は令和元年度から地区自治協議会の一体化組織として再編成され、事務局も地区自治協議会の事務局が担っている。なお、相浦地区は相浦支所が、春日地区は完全な独立組織となっており、地区ごとに組織形態が異なっている。
第2層協議体	課題:機動的な意思決定が困難になる可能性がある。 可能性:先進的な取組みが他の自治協にも広まりやすい。
老人クラブ連合会	・それぞれのクラブは地域の実情に即した運営により、活動を展開している。 ・高齢者数の増加に反比例し、老人クラブへの加入者数は減少傾向にあるため、今後活動を継続していくためには高齢者単独ではなく、子ども等との連携も必要ではないかという意見がある。
佐世保市保健環境連合会	現時点で地区支部等がなく1団体で佐世保市全域での活動が問題なく行えており、ボランティアスタッフ等も特に必要としていない。地区自治協議会と一体化することでむしろ支部ごとの手続きが煩雑になることや事務人員の増加が予想されるため、一体化は難しいのではないかと考える。

Q:『地域における役割』を果たすうえで、地区自治協議会と一体化(※)した(する)ことによる課題はありますか。(それぞれ1つに○)
 ※一体化は、組織を解散して地区自治協議会と合体した状態を指します。

- 地区自治協議会と一体化することによる課題を尋ねたところ、「事務局人材の確保・雇用」を維持できない可能性があるとの懸念が最も多く、「財源確保」、「意思決定」などでも懸念が多い状況となった。あくまで独自の活動を行った方が効果・効率性の両面からメリットが多いとの意見が多い。



地区自治協議会と一体化することによる問題や可能性など

佐世保市少年補導委員連絡協議会	勤続年数に達成感を見出して活動していただいている補導委員の方もいらっしゃるの、解散となると異議が出る可能性が大きい。
矢岳・今福地区、戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区まちづくり協議会	・斜面密集市街地対策事業を実施しているモデル4地区では、事業の範囲(エリア)を決めて各地区のまちづくり協議会が活動を実施しているが、その範囲が地区自治協議会の範囲とは異なっていることおよび、モデル地区の範囲が2つの地区自治協議会にまたがっている地区もあるため、一体化は困難である。
自主防災会(自主防災組織)	自主防災会は、町内自治会の判断によりそれぞれ結成している組織であるため、地区自治協議会での一本化の可能性については低いと考えられる。(全町内会のうち452町内会において結成されている。)
交通指導員	市内の交通指導員が所属する各地区会(佐世保、早岐、相浦・江迎の3地区)を統括する連合会の事務局は市民安全安心課となっており、事業財源や指導員の報酬などは本市予算となっている。 また、指導員は非常勤特別職の地方公務員になるため、地区自治協議会と一体化する場合は、身分や財源の確保などの点で問題があり、一体化は難しいものと思われる。
交通安全協会	広報啓発にかかる事業に関しては、一体化することでより地域を巻き込んだイベントの開催や活動の拡充が見込まれるが、警察署で行う運転免許更新事務については、一部の費用を県交通安全協会からの補助等で賄っており、事務も専門的であることから、一体化することが難しいと思われる。
交通安全母の会	市内の4警察署管内ごとにそれぞれ地区交通安全母の会があり、それを統括する組織として佐世保市交通安全母の会連合会が設置されているが、本連合会の事務局は市民安全安心課となっており、一つの業務となっている。 一体化することでの市の業務負担の軽減に繋がるかと思われるが、県内の母の会の事務局は全て自治体の担当課が所管しており、本市の独断で一体化を進めることは難しいと思われる。
交通少年団	地域組織である交通指導員会や交通安全協会が少年団の事務局となっており、前述の2つの組織は一体化が難しい組織であるため、交通少年団との一体化を困難であるものと思われる。 しかしながら、地域での活動や高齢者宅訪問などについては、一体化することで活動の効率化は図れるものと思われる。
佐世保市民生委員児童委員協議会連合会	今後も協力団体としての連携は必要であるが、民生委員法により定められた単位民児協の連合会であるため、一体化することは難しい。
学校評議員	※自治協とは一体化していない。

Q:事務局体制についてお聞きします。事務局スタッフやボランティアなどの確保は容易ですか。(それぞれ1つに○)

- 事務局体制については、事務局長や事務スタッフについては半数以上で確保可能との回答を得られたが、ボランティアなどについては不足傾向が窺える結果となった。

